

## 羽生市議会総務文教常任委員会会議録（第3日）

議事日程 令和8年3月11日（水曜日）午前 9時29分 開 議

### 第 1 開 議

### 第 2 審査事項

- 1) 議案第 2号 令和8年度羽生市一般会計予算のうち、総務文教委員会  
所管分
- 2) 議案第 4号 令和8年度羽生市中小企業従業員退職金等共済事業特別  
会計予算
- 3) 議案第10号 令和7年度羽生市一般会計補正予算（第12号）のうち、  
総務文教委員会所管分
- 4) 議案第17号 羽生市行政手続条例の一部を改正する条例

### 第 3 散 会

#### 出席委員（6名）

田 口 さとる 委員（委員長）	小 林 誠 弥 委員（副委員長）
小野田 和 男 委員	増 田 敏 雄 委員
野 中 一 城 委員	島 村 勉 委員

#### 欠席委員（なし）

#### 説明のため出席した者

栗 原 繁 総 務 部 長	佐 藤 康 夫 総 務 課 長
大 橋 裕 地 域 振 興 課 長	根 岸 紀 夫 市 民 生 活 課 長
蓮 見 純 一 例 規 選 挙 係 長	小 野 田 皓 太 地 域 振 興 係 長
小 林 一 正 生 活 係 長	
島 村 信 久 企 画 財 務 部 長	佐 藤 将 史 財 政 課 長

本間陽子	税務課長	五月女和則	収納課長
高橋あい	課長補佐兼 財政係長	中村弘志	市民税係長
小島史愉	収納係長		
福地光宏	経済環境部長	今成義暢	商工課長
出井昭悟	観光プロモーション 課長	久保弘之	農政課長
野口武士	環境課長	小林良	商工振興係長
大塚理恵子	農業政策係長	武村雅子	環境保全係長
新井和典	生涯学習部長	渡邊泰弘	生涯学習課長
根岸剛	スポーツ 振興課長	阿久津豊	図書館長兼 郷土資料館長
前澤有佑	課長補佐兼 生涯学習係長	櫻井洋介	スポーツ振興 係長
原田誠	文化財・郷土 資料係長	渡邊由香里	業務係長

事務局出席者

中村憲人 書記

午前 9時29分 開 議

○田口さとる委員長 おはようございます。

時間前ではありますが、おそろいということで始めたいと思います。

ただいまから本日の会議を開きます。

これより日程に入ります。

課長説明に先立ち、所管部長から発言を求められておりますので、これを許可します。

生涯学習部長。

○新井和典生涯学習部長 皆様、おはようございます。生涯学習部長の新井でございます。

本会議では大変世話になりまして、ありがとうございました。

本日は、議案第2号 令和8年度羽生市一般会計予算の審査でお世話になります。どうぞよろしくお願いいたします。

次に、議案説明のため出席しております職員を紹介いたします。

生涯学習課長の渡邊でございます。

○渡邊泰弘生涯学習課長 渡邊です。どうぞよろしくお願いいたします。

○新井和典生涯学習部長 図書館長兼郷土資料館長の阿久津でございます。

○阿久津豊図書館長兼郷土資料館長 阿久津です。よろしくお願いいたします。

○新井和典生涯学習部長 スポーツ振興課長の根岸でございます。

○根岸 剛スポーツ振興課長 根岸です。よろしくお願いいたします。

○新井和典生涯学習部長 なお、各課同席の職員は、後ほど課長からご紹介申し上げます。

それでは、どうぞよろしくお願いいたします。

○田口さとる委員長 それでは、議案第2号 令和8年度羽生市一般会計予算、別冊1のうち、本委員会付託部分を議題といたします。

生涯学習課所管部分について、生涯学習課長に説明を求めます。なお、説明は簡潔に願います。

生涯学習課長。

○渡邊泰弘生涯学習課長 では、改めまして、おはようございます。生涯学習課長、渡邊でございます。

本日、同席しております職員を紹介いたします。

生涯学習課長補佐兼生涯学習係長の前澤でございます。

○前澤有佑課長補佐兼生涯学習係長 前澤です。よろしく申し上げます。

○渡邊泰弘生涯学習課長 では、恐縮ですが、着座にて説明させていただきます。

それでは、議案第2号 令和8年度羽生市一般会計予算のうち、生涯学習課所管分の主なものにつきまして順次ご説明を申し上げます。

まず、社会教育総務一般経費533万5,000円について、主なものをご説明いたします。

まず、12節委託料15万円のうち、羽生市二十歳の集い写真撮影委託料5万1,000円につきましては、式典中の写真撮影や式典終了後に中学校区ごとに集合写真の撮影を行い、後日、インターネットを活用して無料配信する事業となります。また、家庭教育支援事業委託料9万9,000円につきましては、共働きやひとり親家庭が増えた中、子どもの居場所をつくるための家庭教育支援関連事業を市内NPO法人に委託し、実施するものでございます。

次に、18節負担金補助及び交付金151万3,000円の主なものにつきましては、子ども大学実行委員会の負担金及び市文化団体連合会など、社会教育関係団体への補助金となっております。

続いて、放課後子ども教室推進事業になります。本事業は、放課後の子どもたちの安全・安心な居場所をつくり、地域の方々と様々な活動を行うとともに、異なる年齢間の交流を深めることで子どもたちの健全育成を目指すものです。令和8年度に実施する小学校は6校で、岩瀬、羽生北、羽生南、手子林、新郷第一、羽生東小でございます。

なお、放課後子ども教室は、県からの放課後子ども教室推進事業補助金を活用して事業を実施しております。

それでは、予算額157万9,000円の主なものについてご説明を申し上げます。

第1節13万7,000円につきましては、放課後子ども教室運営委員45人の報酬となります。運営委員会は、年に1回、1月か2月頃に開催をし、放課後子ども教室のコーディネーターや指導員のほか、学校や地域を代表する方々とともに、主に活動や運営の内容、安全管理などについて協議をし、活動に生かしております。

次に、7節報償費119万6,000円は、放課後子ども教室の指導者であるコーディネーター、また指導員の報償金及び体験活動などを行う特別教室に係る講師の謝金などでございます。

続いて、人権教育一般経費でございます。本項目は、市民に向けて生涯学習の視点に立った人権教育、啓発活動を行う事業です。あわせて、その拠点となる集会所の管理運営を行なっております。

それでは、予算額1,241万4,000円について、主なものをご説明申し上げます。

まず、第7節報償費253万8,000円につきましては、各集会所で実施する集会所学習並びに人権教育指導者研修会などの講師謝金などがございます。

続きまして、12節委託料314万円につきましては、市内5か所にあります集会所の維持管理及び人権教育研修のための委託料でございます。

次に、13節使用料及び賃借料129万2,000円の主なものは、自動車借上料121万1,000円で、親子交流の集いや移動学習など、集会所学級で使用するバスの借上料となっております。

続きまして、公民館一般経費となります。本項目は、市内9公民館の管理及び事業運営に係る予算でございます。

それでは、予算額9,858万6,000円について、主なものを申し上げます。

まず、第1節報酬4,370万2,000円につきましては、公民館運営審議会委員100人及び会計年度任用職員である公民館長9人と一般事務補助員26人の計35人の報酬となっております。

続いて、第7節140万1,000円は、9公民館で開催する主催講座の講師謝金などがございます。

続いて、10節需用費2,393万6,000円のうち、光熱水費1,293万9,000円の主なものとしましては、上下水道料93万9,000円、また、電気料1,200万円となっております。また、修繕料418万2,000円につきましては、公民館内の誘導灯や消火栓設備などの消防設備のほか、ピアノやトイレなどの修繕などがございます。また、緊急性の高い修繕につきましては、可及的速やかに対応してまいります。

続いて、12節委託料1,638万3,000円につきましては、9公民館及び各地区グラウンドを維持管理するための各種委託料となっております。

1個目の清掃業務委託料687万9,000円、続いて、夜間警備業務委託料120万7,000円につきましては、それぞれ前年度予算と比べますとそれぞれ

29万8,000円、23万8,000円の増額となっておりますが、主な要因としては、人件費また物価などの高騰によるものとなっております。

また、樹木伐採業務委託料71万2,000円につきましては、前年度予算と比べて216万2,000円の減額となっております。要因としては、クビアカツヤカミキリムシの被害による桜の木の伐採業務がおおむね終了したことによるものでございます。

また、建築物・建築設備等定期検査報告業務委託料243万4,000円につきましては、前年度予算に比べ143万3,000円増額しておりますが、こちらは、毎年実施しております建築設備定期検査に加えて、隔年で実施する特定建築物の定期検査を実施することによるものでございます。

14節工事請負費484万2,000円につきましては、前年と比べて88万8,000円増額となっております。主な工事といたしましては、中央公民館の4階の多目的ホールのLED照明改修工事、また、中央公民館の1階と4階の女子トイレの洋式化の工事、川俣公民館2階にあります女子トイレの洋式化工事などでございます。

続きまして、産業文化ホール一般経費7,685万6,000円につきまして、主なものを申し上げます。

まず、第10節修繕料440万1,000円につきましては、揚水ポンプ2台及び冷却水ポンプ修繕、そのほか緊急修繕に対応するものでございます。

続いて、第12節委託料7,245万5,000円の主なものにつきましては、羽生市産業文化ホールの管理運営業務に係る指定管理料となっております。こちらが7,182万1,000円でございます。指定管理期間は、令和4年度から令和8年度までの5年間となっており、こちらは債務負担行為を設定しており、令和8年度はその5年目となっております。

以上で説明を終わります。よろしく願いいたします。

○田口さとる委員長 ありがとうございます。

ただいまの課長説明に対し質疑を求めます。

質疑のある方は順次発言を願います。

小林委員。

○小林誠弥委員 生涯学習課所管による新規事業、また重要視している事業等ございましたら、詳細なご説明をお願いいたします。

○田口さとる委員長 生涯学習課長。

○渡邊泰弘生涯学習課長 令和8年度の生涯学習課新規事業、重点事業ということでございますが、まず、ソフト面でございますけれども、市民に向けての学習機会の提供ということで、今年も子ども大学はにゅうとか、また、文化団体連合会などの補助金、団体に対しての補助金などを提供すること、また、放課後子ども教室を開催すること、人権教育に関する研修会の会を開催すること、また、公民館主催の公民館まつりだとか、そういう講座の開催をすること、産業文化ホールの指定管理の運営を行うことでございます。

ハード面では、公民館、産業文化ホールの施設はやはり年数がたっておりまして、老朽化も進んでいることから、しっかり維持管理に努めてまいりたいというふうに考えております。

以上です。

○田口さとる委員長 ほかに質疑のある方、いらっしゃいますでしょうか。

増田委員。

○増田敏雄委員 よろしくお願ひします。分からないので教えてください。

154ページですね。家庭教育支援事業委託料というのがあるんですけども、これは教育委員会がやっている学力アップ塾とはまた別な組織に委託していると思うんですけども、どちらに委託されているか教えてください。

○田口さとる委員長 生涯学習課長。

○渡邊泰弘生涯学習課長 こちらの家庭教育支援事業委託料9万9,000円につきましては、今年の実績からいいますとNPO法人羽生子育てサポートキャロット、代表理事は春山教子さんという方で、元校長先生で教育委員をされた方が行なっているNPO法人でございますので、先ほどの学力アップ塾とはまた別の事業というふうに考えております。

○田口さとる委員長 増田委員。

○増田敏雄委員 これ教育委員会もキャロットだったと思うんですが、違いますか。

○田口さとる委員長 生涯学習課長。

○渡邊泰弘生涯学習課長 そのキャロットというのは、申し訳ないですが、教育委員会というのは学力アップ塾。そのキャロットの事業で申し上げますと、まず1点がこの支援が大きく2つございまして、1つが新入学児童のいる家庭、毎年9月、10月に就学時

健診というのがございまして、そのときに親の学習講座というのを開催しております。令和7年度は、小学校9校で参加者は292名ということで、対象者の約94%程度の親御さんが出席をしたものでございまして、その中で親の学習講座というのをやっております。内容については、親が親になるための講座という内容で、親を孤立させないため親同士の友達づくり、相談しやすい環境づくり、そういった講座を家庭支援アドバイザーの方に来ていただいてお話をさせていただいている。

もう一点が、夏休み子どもクールシェアというのがありまして、その中で学習の手助けというのがありまして、そのこと、増田委員が多分おっしゃっていることだと思うんですが、その中でも学習の時間はございます。多分そういうことだと思います。

○田口さとる委員長 ほかに質疑のある方、いらっしゃいますでしょうか。

○小林誠弥副委員長 それでは、しばし委員長の座をお預かりいたします。

質問がある方、いらっしゃいますでしょうか。

田口委員。

○田口さとる委員 ちょっと2点ほど質問させてください。

155ページ、放課後子ども教室推進事業に関してなんですけれども、ご説明だと6校ぐらい、小学校単位でやっていますよという話だったんですけれども、私この経緯がよく分かっていなかったんですけれども、どういった経緯で6校でやることになって、やっていないところはどういった経緯で、例えば希望者がいないからやっていないのか、それとも何らかの理由でやっていないのか、ということになったのかということ。

それから、やっていない学校の子たちも、そうやって参加する手だてがあるのかどうかということをお聞きいたします。

それともう一点が158ページ、公民館の修繕料のところなんですけれども、昨年とは、川俣公民館でエアコンの室外機が盗まれたりした被害が結構あったということで説明があったんですけれども、この予算に関してはその辺は織り込んでいるのか。あと、そのときに聞き逃したかもしれないんですが、保険とかの対応でああいったものが直せたのかということもお聞きしたいなど。

以上、2点お願いいたします。

○小林誠弥副委員長 生涯学習課長。

○渡邊泰弘生涯学習課長 まず、放課後子ども教室が今6校になっているということの経緯ということでございますけれども、こちらの放課後子ども教室も10年程度、始まっ

てから続いている事業ということで、現在6校のほうでやらせていただいているということでございます。

例えば新郷第二小学校とか、川俣小学校とか入っていないということもございますので、こちらにつきましては、やはり学校とかコーディネーターさんとか、そういった方々の協力がないと、この放課後子ども教室というのは運営ができなくなりますので、特段何か意味があってやっていないということではなくて、現状、要請があったといいますか、この事業に賛同いただいて、できるところから今始めているということでございますので、もし今後、そういった声がほかの小学校からもかかるようでしたら、またしっかりと考えていかなきゃいけないかなということもございます。

それと、修繕料のほうで私ちょっと分からなかったのが、去年のエアコンが盗まれた件について今質問があったと思うんですけれども、それが保険がということなんですけれども、保険が。すみません、聞き直しで申し訳ございません。

○小林誠弥副委員長 田口委員。

○田口さとる委員 そういう事件があったので、例えば修繕料をちょっと多めに見込んであるのかどうかということを知りたいのと、あと、プラス昨年度あったときとかに、保険での対応はしたのかどうかということを知りたかった。

○小林誠弥副委員長 生涯学習課長。

○渡邊泰弘生涯学習課長 特にそういったことで、もし今後盗まれても、その対応ができるような予算を多く取っているという措置はしておりませんで、本当に必要な部分だけでございます。

また、保険で直したということではなくて、やはり予算を取りまして、失礼しました。保険は使っているそうです。ごめんなさい。保険を使って直したということでございます。

○小林誠弥副委員長 先ほど質問の中で、ない学校の生徒たちが、もし参加したいと言ったときの手だてはあるのかという質問に対しての答弁をまだいただけていなかったもので、生涯学習課長。

○渡邊泰弘生涯学習課長 仮に、そういったことで他の小学校の保護者だったりそういった方から、うちでもそういった教室を開いてほしいとか、そういう話がございましたらしっかりそこは耳を傾けまして、手だてといたしますか、そういった予算も組まなくちゃいけませんし、人材も集めなくちゃいけませんので、そういった考えを持っております

ので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

○小林誠弥副委員長 田口委員。

○田口さとる委員 今現在参加したいと思つた子どもたちというのは、例えば川俣の子であれ出てみたいんだけどもと言つたら、北小のほうに参加することってできるんですか。

○小林誠弥副委員長 生涯学習課長。

○渡邊泰弘生涯学習課長 その小学校に限られていますので、参加はできません。

○小林誠弥副委員長 それでは、委員長の座をお返しいたします。

○田口さとる委員長 ほかに質疑のある方、いらっしゃいますでしょうか。

野中委員。

○野中一城委員 先ほど説明で、重点事項2つあったと思ふんですけれども、2つ目の老朽化による公民館等の修繕等もやりながらという、そういう重点事項の説明あったんですけれども、確認なんですけれども、私が補正でもやるのかどうか分からないんですけれども、多くの議員の方から質問があるのでちょっと聞きたいんですけれども、今年度、8年度の予算で、トイレの交換というか、和式から洋式になるというのは組み込まれているのかどうなのかと、洋式率はどのぐらいになっているのか教えていただきたいと思ひます。

○田口さとる委員長 生涯学習課長。

○渡邊泰弘生涯学習課長 まず、公民館のトイレの洋式化ということではありますが、昨年ご質問が、一般質問があったと思ひました。そのときに、企画財務部長だと思ひましたが、公共施設の50%以上はこれから洋式化を進めなければいけないということがございまして、先ほど中央公民館の1階と4階女子トイレの洋式化とか、あと川俣公民館は5割を超えていないというところがございまして、今回予算を要求させていただいて、今回令和8年度に実施する予定とさせていただきます。

おおむね公民館につきましては、今回、川俣公民館の女子トイレの洋式化することで、率としては5割を超えると、全公民館で超えているということではございまして、やはり洋式化というのは、今後も進めていかなければいけないというところもございまして、ぜひ計画的に取り組んでいきたいというふうには考えております。

○田口さとる委員長 ほかに質疑のある方、いらっしゃいますでしょうか。よろしいですか。

[発言する者なし]

○田口さとる委員長 それでは、質疑もないようですので、暫時休憩いたします。

午前 9時53分 休憩

午前 9時55分 開議

○田口さとる委員長 それでは、休憩前に引き続き会議を開きます。

議案第2号、図書館・資料館所管部分について、図書館長兼郷土資料館長に説明を求めます。

なお、説明は簡潔に願います。

図書館長兼郷土資料館長。

○阿久津豊図書館長兼郷土資料館長 図書館兼郷土資料館長の阿久津でございます。よろしくお願いいたします。

本日、同席をしております職員をご紹介します。

図書館業務係長の渡邊でございます。

○渡邊由香里業務係長 渡邊です。よろしくお願いいたします。

○阿久津豊図書館長兼郷土資料館長 郷土資料館文化財・郷土資料係長の原田でございます。

○原田 誠文化財・郷土資料係長 原田です。よろしくお願いいたします。

○阿久津豊図書館長兼郷土資料館長 大変恐縮ではございますが、着座にて説明をさせていただきます。

令和8年度一般会計予算案のうち、図書館・郷土資料館所管部分につきまして、順次ご説明申し上げます。

予算書の160ページをご覧ください。

図書館一般経費1億1,464万2,000円につきまして、主な内容を説明させていただきます。

1節報酬3万5,000円は、2回の図書館協議会開催予定分の委員報酬でございます。

7節報償費9,000円は、児童文学講座を開催する際の講師に対する謝金でござい

ます。

8節旅費1万円のうち、普通旅費は、主に埼玉県図書館協会研修会等の旅費でございます。

予算書の160ページから161ページにわたります。

10節需用費1,069万9,000円のうち、主なものを申し上げます。

消耗品費296万2,000円の主なものは、年間約1,200冊、92タイトルの雑誌購入費や新聞8紙の購入費、図書館システムに取り込む資料情報であるマーク代及びブックスタート等で配付する絵本の費用でございます。

また、図書館・郷土資料館40周年記念イベント、親子で移動式本棚を作るDIY講座を開催するに当たり材料費16万2,000円、その他消耗品として3万3,000円でございます。

次に、光熱水費670万8,000円の主なものは、図書館・郷土資料館全体の電気料660万円でございます。

次に、修繕料97万2,000円は、主に緊急修繕のための費用55万円及び図書館入り口門扉修繕31万9,000円、視聴覚室カーテン取替え修繕10万3,000円でございます。

最後に、役務費62万4,000円の主なものは、電話料金52万5,000円のうち、通常の電話料金26万4,000円及び次期図書館システムのネットワーク費用26万1,000円でございます。

予算書161から162ページにわたります。

12節委託料8,816万6,000円の主なものは、清掃委託料や夜間警備委託料など、施設の維持管理のための経常的な業務委託11契約分と、図書館現システム10か月分と更新に伴う新システム2か月分を合わせた図書館システム保守業務の委託料175万9,000円、図書管理システムデータ抽出委託料660万円に加え、図書館システム更新に伴うパソコン機器等入替え更新業務委託料として4,424万1,000円、図書館窓口業務等委託料2,633万7,000円などでございます。

また、図書館窓口業務等委託料につきましては、令和6年度から8年度までの3年間の債務負担行為の3年目となります。

13節使用料及び賃借料440万5,000円の主なものは、使用料270万円のうち、図書館現システム10か月分と更新に伴う新システム2か月を合わせた図書館シス

テムのサーバー使用料205万1,000円と、賃借料170万5,000円のうちのシステム機器のリース料である図書館現システム10か月分の電算機器借上料163万1,000円でございます。

17節備品購入費810万円の主なものは、図書の購入費800万円でございます。なお、4,000冊の図書の購入を予定してございます。

18節負担金補助及び交付金2万6,000円は、埼玉県図書館協会1万4,000円と、土地改良区負担金4,000円、防火管理者講習会負担金8,000円でございます。

以上、図書館一般経費でございます。

続きまして、文化財保護一般経費1,521万7,000円について、主なものを申し上げます。

1節報酬14万7,000円は、文化財保護審議委員7人、宝蔵寺沼ムジナモ自生地植生回復に関する保存検討委員7人分の報酬でございます。

7節報償費17万2,000円は、主に文化財に係る講座の講師謝金などでございます。令和8年度の事業として、羽生学講座、富田家住宅離れをテーマとした講座やムジナモ自生地春の植物観察会などを予定してございます。

予算書162ページから163ページにわたります。

10節需用費138万2,000円、内訳といたしまして消耗品費14万円、ムジナモ保護増殖事業消耗品4万9,000円、文化財調査消耗品4万1,000円、舞台芸能発表会消耗品3万8,000円でございます。印刷製本費20万2,000円は、ムジナモ野生復帰PRパンフレット印刷5万8,000円、永明寺古墳パンフレット印刷5万7,000円、郷土芸能発表会ポスター印刷4万3,000円等でございます。

修繕料94万4,000円の主なものは、ムジナモ自生地排水管修繕で、老朽化により排水管から一部水漏れしている箇所修繕料でございます。

続きまして、163ページをご覧ください。

11節役務費48万4,000円の主なものは、手数料41万8,000円で、指定文化財の管理手数料となります。指定文化財を所有、管理している個人や団体に対し支給しております。保険料4,000円につきましては、郷土芸能発表会傷害保険料であります。

12節委託料1,097万2,000円の主なものについては、国・県補助金の充当

事業ごとに申し上げます。

まず、国の国宝重要文化財等保存・活用事業費補助金の充当事業については、4事業であります。

1つ目は、ムジナモ保護増殖委託料138万6,000円で、ムジナモ自生地の水質や水生植物、水生動物、植物の分布などを調査するため、埼玉大学に委託しているものでございます。2つ目は、その2つ下の宝蔵寺沼ムジナモ自生促進業務委託料519万6,000円で、ムジナモ自生地の草刈りや水路を重機で掘削し、ムジナモの生息域を復元する業務であります。3つ目は、その2つ下のムジナモ自生地管理作業委託料134万2,000円で、ムジナモ自生地の管理人に係る委託料でございます。最後、4つ目は、その下の上新郷遺跡遺物整理作業業務委託料94万2,000円で、出土した遺物を図化する業務の委託でございます。以上の4事業に充当いたします。

続いて、県の文化財保護事業費補助金については、委託料の上から4つ目の勘兵衛松薬剤散布業務委託料21万6,000円と、上から6番目の上新郷遺跡遺物整理作業業務委託料94万2,000円に関わる事業費に充当いたします。

13節使用料及び賃借料142万6,000円の主なものについては、重機借上料141万2,000円で、文化財包蔵地の試掘調査で使用するバックホーのオペレーターつきの借上料でございます。

なお、こちらの財源につきましては、国庫補助金と県補助金を活用し事業費へ充当いたします。

17節備品購入費13万3,000円は、庁用器具費としてムジナモ自生地整備備品、文化財備品を購入いたします。

予算書の163ページから164ページにわたります。

18節負担金補助及び交付金48万3,000円のうち、負担金4万円の内訳は、埼玉県文化財保護協会負担金2万円、東部地区文化財担当者会負担金2万円でございます。

補助金18万2,000円は、ムジナモ保存会への補助金でございます。

交付金26万1,000円は、地域史発掘活動交付金4万600円の5地区、地域史発掘事業活動5地区への交付金でございます。5地区につきましては、三田ヶ谷、新郷、村君、須影、川俣地区でございます。郷土芸能発表会交付金5万8,000円は、7,200円ずつ8団体への交付金でございます。

続きまして、164ページ。

郷土資料館費 930万4,000円につきまして説明をさせていただきます。

1節報酬 2万8,000円は、郷土資料館運営委員報酬でございます。

7節報償費 1万2,000円は、ムジナモ保全体験講座、講師謝礼でございます。

旅費 1万円は、埼玉県博物館連絡協議会総会及び研修会等の旅費でございます。

10節需用費 103万9,000円の主なものについて申し上げます。

消耗品費 43万3,000円の主なものは、企画展展示のパネルや収蔵物の管理用品など、主催事業等に関わる経費でございます。次に、燃料費 6万4,000円は、公用車 2台分のガソリン代でございます。次に、修繕料 35万4,000円は、消火設備蓄電池交換のための費用 22万6,000円、特別収蔵庫壁面修繕の費用 12万8,000円でございます。

予算書の 164 ページから 165 ページにわたります。

11節役務費 17万9,000円のうち、主なものは郵便料 2万5,000円や電話料 12万円でございます。

12節委託料 199万3,000円の主なものは、新規事業である寺院所蔵資料調査報告書作成のための費用 110万円や企画展を開催する際の約 2 か月分の監視業務委託料 65万2,000円などでございます。

13節使用料 5,000円は、東京都練馬区牧野記念庭園に出張の際の駐車場使用料でございます。

14節工事請負費 55万7,000円は、郷土資料館受付、入り口南側のシャッター防虫ブラシ取付け工事の請負費でございます。

17節備品購入費 11万5,000円のうち、庁用器具費 1万5,000円は、郷土資料館案内看板でございます。及び郷土の歴史資料の購入費 10万円でございます。

18節負担金 2万4,000円は、埼玉県博物館連絡協議会 1万4,000円と埼玉県地域史料保存活用連絡協議会 1万円の負担金でございます。

以上で、図書館・郷土資料館所管部分の説明を終わらせていただきます。よろしくお願いたします。

○田口さとる委員長 ありがとうございます。

ただいまの説明に対し質疑を求めます。

質疑のある方は順次発言を願います。

小林委員。

○小林誠弥委員 図書館・郷土資料館所管による新規事業、また重要視している事業等ありましたら、詳細な説明をお願いいたします。

○田口さとる委員長 図書館長兼郷土資料館長。

○阿久津豊図書館長兼郷土資料館長 令和8年度図書館・郷土資料館、来年度の新規事業について、図書館といたしましては、引き続き生涯学習活動の拠点として、図書館資料を適切に収集、提供、保存を行うとともに、読書環境を整備いたします。主な新規実施内容といたしまして、図書館システムの変更に伴うデジタル化の推進並びに図書館・郷土資料館開館40周年記念事業等を実施いたします。

郷土資料館といたしましても、引き続き文化財を適切に保護し、後世へ継承する。文化財の活用、周知を行い、市民の文化財保護への理解の深化を図ります。

主な新規実施内容といたしまして、羽生市で初の国登録有形文化財建物に登録されました富田家住宅離れ、国登録有形文化財登録記念事業の実施を行います。並びに宝蔵寺沼ムジナモ自生地国指定60周年記念事業の実施を行います。並びに郷土に関する歴史的、文化的資料を収集し保管するとともに、展示や講座を開催し、市民が精神的豊かさを育めるよう努めます。

ということで、主な新規実施内容といたしまして、寺院所蔵資料調査報告書、社寺調査の報告書の刊行を行いたいと思います。

主な新規事業につきましては、以上でございます。

○田口さとる委員長 ほかに質疑のある方はいらっしゃいますでしょうか。

島村委員。

○島村 勉委員 今の電子化に伴い、図書が4,000冊、今度、予定ということだけでも、それは冊数自体は少なくなったのか。

それと、もう一つは、ムジナモの生態の動画、これが例えば食虫植物だということで玄関前にはあるんですけども、実際に食虫植物を撮っているような動画か何かが見られないのかどうなのか。話だけでなかなか分からないので、その辺どうなのか。

○田口さとる委員長 図書館長兼郷土資料館長。

○阿久津豊図書館長兼郷土資料館長 図書館の資料の購入につきましては、引き続き予算800万円で購入をいたしまして、電子書籍につきましては、そのうち予算の中200万円を予定して、だんだんと電子図書としての蔵書を増やしていきたいと思えます。

並びに、ムジナモが食虫植物するというので、実際ムジナモがミジンコを食べるところ、私も映像で見たことがございまして、実際その映像が例えばDVD化されているとか、改めて、ありましたら大いにそれは活用したいと考えております。

冊数につきましては、4,000冊のうち約、紙の書籍が3,000、電子書籍としたしまして1,000を予定してございます。徐々に増やしていきたいと思っています。

○田口さとる委員長 島村委員。

○島村 勉委員 だから前年と比べて、今回4,000冊で800万というんだけど、本当は3,000冊にして、前年は4,000冊だったんだけど3,000冊にして、1,000冊の分は電子という感覚ということによろしいんですか。

○田口さとる委員長 図書館長兼郷土資料館長。

○阿久津豊図書館長兼郷土資料館長 そのとおりでございます。

○田口さとる委員長 島村委員。

○島村 勉委員 ムジナモのその動画があるというんでしたら、例えば議員もほとんど見たことないと思うのよね。何かの形で、例えば全協のときでも行ってでもいいし、どこで見られるのか分からないけれども、それを見せてもらいたいと思うんですけども。

○田口さとる委員長 図書館長兼郷土資料館長。

○阿久津豊図書館長兼郷土資料館長 自分も以前、かなり以前にテレビの番組で、ムジナモが実際ミジンコを捕まえてという画像を見た記憶がございまして、それが資料館にあるのか分かりかねますので、もしあれば大いに活用したいと考えております。

○田口さとる委員長 島村委員。

○島村 勉委員 ぜひ、やっぱりこの有名なものなので見せてもらいたい、知っておかなくちゃいけないよねと思います。調べて、お願いしたいと思います。

○田口さとる委員長 図書館長兼郷土資料館長。

○阿久津豊図書館長兼郷土資料館長 調べて、ございましたら活用したいと考えております。

○田口さとる委員長 ほかに質疑がある方いらっしゃいますでしょうか。

小林委員。

○小林誠弥委員 163ページの委託料の中で川俣関所跡碑移設工事の設計業務の委託料というのがあるんですけども、この移設する理由とか、あとはどこら辺に移設するのかという予定があれば教えていただきたい。

○田口さとる委員長 図書館長兼郷土資料館長。

○阿久津豊図書館長兼郷土資料館長 川俣関所跡の碑につきましては、堤防工事に伴いまして、以前は昭和橋、館林方面へ向かいまして左手にございましたが、それが工事箇所と当たってしまいまして、現在は石碑のほうを引き抜きまして、道の駅に保管をしている状況でございます。

やはり史跡としまして、本来もともとあった場所に近いところに戻したいという考えがございます、地域の皆様からのご意見をいただきまして、設置場所につきましては、より近い、関所に近い場所ということに設置を。

それで、来年度設計をいたしまして、再来年度に工事、設置を行う予定でございます。現在は道の駅のほうに移設しまして、ちょっと倒してある状況での保管であります。

以上でございます。

○田口さとる委員長 ほかに質疑のある方いらっしゃいますでしょうか。

小野田委員。

○小野田和男委員 先ほど図書購入費800万、紙のほうは3,000冊を予定しているということなんですけれども、私も最初聞きたかったのは、800万円というお金は、最近本も値段上がってまして1,000円以下の本というのは余りなくて2,000円、3,000円というのもあるので、その代わり電子、あれ初めて聞いたんですけども1,000冊分は電子のほうへ回るということで、そんなに利用者がいるのかなということが一つ。

あと、私もたまに図書館行くときに、入り口入ると目の前に、新刊本到着しましたというので何冊が並んでいるんですけども、あまり行かないせいか、3,000冊のうちあまり見たことないので、こんなに取っているのかな、買っているのかなと思ったのが一つなんですけれども、それが2つと。

あと、今紙でも何でもそうだけれども、利用者の要望というのはあれかね、どういう方向になっていますか。教育的なものが多いのか、それとも小説とかあんな絡みが多いんだなというのを知りたいのが一つ。

あと、行くたびにパソコンを見るんですけども、使うわけじゃないよ。あれを使っている人はあまりいんですけども、あれそんなに利用しているのかなという疑問があるんです。それが一つ。

そこまで、お願いします。

○田口さとる委員長 図書館長兼郷土資料館長。

○阿久津豊図書館長兼郷土資料館長 まず、デジタル、電子書籍、ニーズに当たりまして、今電子書籍のいいことというのは、まず紙の蔵書ではございませんのでスペースを取らないということなんです。図書館のほうも約18万冊の蔵書がございまして、バックヤードの倉庫のほうは本がいっぱいございます。ですので、書籍として場所を取らないという、まず利点がございます。

また、借りている方が本を汚損したり、破損したり、なくしたり並びに返却を忘れてたりとか、そういったことは電子図書のほうでは避けられることができます。

それに伴いまして、一応図書館のほう、利用者のほうのも増えなくては、電子図書を導入することによりまして、できるだけ図書館の利用者、登録者のほうを1,000人ほど目標で増やしていきたいと考えてございます。

並びに新刊本につきましては、本につきましては、委員おっしゃるとおり、今やはり1,000円ではなかなか本を買えないのが状況でございまして、約3,000冊と申し上げましても年間を通しての3,000冊でございまして、月ごとに新刊を購入しまして、それをご紹介するものを含めまして、入り口、目立つところにコーナーを設けて展示しているところでございます。

やはり利用者の方からのご意見といたしまして、傾向といたしましては小説ですとか、あと経済関係の本、これが非常にリクエストが多い傾向でございます。

並びにパソコンにつきましては、例えば現在図書館にございますが、あれは要するに書籍を検索するシステムがございまして、作者名からその作者の本を検索しましたりとか、例えばよく新聞の広告なんかで出ている本、新刊、出てすぐですと、なかなか図書館にも配置ができませんけれども、作者から本を調べたり、本のタイトルから作者を調べたり、その本がこの図書館に蔵書されているのか、そういったことを調べて利用されている方は見受けられますので。

以上でございます。

○田口さとる委員長 小野田委員。

○小野田和男委員 我々がこういう本をお願いしたいと要望するときに、あれば何でもありですかね。それとも、多分何でもありということはないと思うので、こういうものは駄目ということもあると思うんですけども、それはどんなものが駄目なのかねというのが一つ。

あと、入って行って右が幼児関係の子どもの本ですよ。あそこはちょっと古い本が多いような気がするんですけども、新しい本の要望というのはないんですかね、あの右側の部分は。

〔「小野田委員、ごめんなさい。予算に絡むところの質問にしましょう」と呼ぶ者あり〕

○小野田和男委員 いや、少ないから、それをもっと買ってほしい。

〔「何ページのどことか言ってもらわないと」と呼ぶ者あり〕

○小野田和男委員 それならいいんだね。じゃ、その2点で。

○田口さとる委員長 図書館長兼郷土資料館長。

○阿久津豊図書館長兼郷土資料館長 図書の選書につきましては、図書館司書のほうが本の内容、タイトルから、偏りのないように選書をしてございます。並びに非常に偏りのある思想的な本ですとか、そういったものはなかなか選書からは外させていただいております。

並びに絵本につきましても、絵本というのはやはり名作な絵本とか、極端な話、私が子どものときに読んだような絵本も、ずっと続いて刊行されてございます。やはりそういった歴史ある本とかというのは、読む方が多いので古くなっております。絵本につきましても、随時新規で購入してございますので、絵本のほうにつきましても本と同じように、充実はさせていきたいと考えてございます。

また、最近では非常に多文化、要するに海外からの住民の方も多いもので、英語の絵本とか、そのような本も購入を行なっております。

以上でございます。

○田口さとる委員長 ほかに質疑のある方、いらっしゃいますでしょうか。

小林委員。

○小林誠弥委員 新規事業の電子図書館導入の件なんですけれども、先ほど登録者、まずは1,000人を目標にとかというのがちょっと聞こえたんですけども、この電子図書館の登録に関して登録料とか、あとは年間使用料とか、そういうのはかかるのかどうか。無料でサービス提供していくのかというのを教えていただければと思います。

○田口さとる委員長 図書館長兼郷土資料館長。

○阿久津豊図書館長兼郷土資料館長 登録使用料につきましては、今までどおり無料でございます。

○小林誠弥副委員長 それでは、しばし委員長の座をお預かりいたします。

質問のある方、いらっしゃいますでしょうか。

田口委員。

○田口さとる委員 165ページ、説明にもありました新規事業で、寺院所蔵資料調査報告書作成業務のことについてお伺いします。

これは、どういった方に業務の作成を依頼するのでしょうかという点と、あと、この作成した調査資料、報告書、例えば国とか県とかどこかに提出する予定があるのか、もしくは資料館の蔵書、所蔵所としてのものなのかということをお伺いします。

あと、そこから派生して私も一般質問でもしましたし、先ほども話に出ていました。富田家の離れでしたっけ。国建物文化財として云々というお話ありました。例えば、この報告書がそこまで進んでいく可能性のある資料としての役割というのがあるのかどうかということをお伺いをしたいと思います。お願いします。

○小林誠弥副委員長 図書館長兼郷土資料館長。

○阿久津豊図書館長兼郷土資料館長 社寺調査の報告書につきましては、市内の寺院、お寺様のほう調査をさせていただきまして、今回刊行できる運びとなったものでございます。

こちらにつきましても、調査に協力していただきました専門家の先生にご意見を聞きながら、今のご時世ですので、出版並びにデジタル化もいたしまして、ホームページ等で閲覧できるように考えてございます。

部数につきましては約100部を製作いたしまして、これが一応2年、今回は市内のお寺で、再来年度は村君の永明寺、あそこで非常に資料が多いものですから、それはまた永明寺さんだけで1冊ということで刊行を考えております。

委託につきましては、既に報告いただいているものを取りまとめまして、並びに印刷の業者のほうに委託いたします。並びに買い手につきましては、調査にご協力いただきました寺院並びに市内公民館、郷土資料館、図書館はもちろんのこと、県内の市町村の文化財所管課、県の文化財所管課並びに県立博物館等を予定してございます。

並びに、蔵書史料の調査報告書の作成に指導をいただきましたのは、林宏一先生、川越市在住の先生でございまして、以前、埼玉県の歴史と民俗の博物館の館長等も務められた方でございます。その方にも委託料の支払いはございます。

○小林誠弥副委員長 田口委員。

○田口さとる委員 説明の中にあった専門家の指導云々は、その林先生という方だという理解でよろしいのかという点と、あとは、報告書を編さん、編集とかするというのは、その作業はどなたが。先ほどの説明だと、印刷製本の作業のことを指しているように聞こえたんですけども、編集自体はもう終わっているという理解でよろしいのかという点をお聞きしたい。

それから、いわゆる寺院も建物の一部に、ちょっと私も説明が足りなかったですが、富田家みたいに、羽生のどこかの寺院が文化財指定、国の建物文化財指定を受ける可能性とか、報告書からそこまで伸びる可能性があるのかということもちょっと、可能性の話で結構ですので、お伺いしたいと思います。よろしくお願いします。

○小林誠弥副委員長 図書館長兼郷土資料館長。

○阿久津豊図書館長兼郷土資料館長 社寺調査につきましては、令和3年度から林先生を中心に指導いただきまして、市内の寺院を中心に調査をしてございます。並びにこの製作につきましては、指導の委託料といたしまして林先生のほうに1万3,000円の3回で3万9,000円、並びに110万円につきましては、調査書の製作業務の委託料でございます。

ちなみに、令和8年度第1巻として発行予定のものは、南三丁目の正覚院、下手子林の清浄院、町屋の西福寺、下羽生の真光寺、中手子林の文殊院、岩瀬の岩松寺でございます。並びに令和9年度につきましては、永明寺を刊行する予定でございます。

並びに、今回は市内の社寺調査ということでお寺中心に調査いたしました。もちろん国の登録有形文化財であります富田家住宅離れにつきましても、資料館だけではなく、逆に観光目的でも利用していただきますように、PR等にも努めていきたいと存じます。

今回、社寺調査でございますので、今のところは寺院の報告書でございます。将来的には、そういった市の文化財等を広く広報できる資料を刊行していくのも一つの課題でございます。

以上でございます。

○小林誠弥副委員長 田口委員。

○田口さとる委員 今回寺院ということで、例えば神社もいろいろありますよね。そちらのほうは今後の予定はあるのか、最後にお伺いします。

○小林誠弥副委員長 図書館長兼郷土資料館長。

○阿久津豊図書館長兼郷土資料館長 確かに、社寺住宅ということで寺、神社の調査を令

和3年度から実際実施してございます。そして、市内の神社につきましては、なかなか神主さん、宮司さんが常駐している神社というのがほぼほぼないということを知っておりますので、なかなか調査をするにはちょっとハードルが高い。もちろん、それも含めまして今後の課題でございます。

○小林誠弥副委員長 それでは、委員長にお返しいたします。

○田口さとる委員長 ほかに質疑のある方、いらっしゃいますでしょうか。よろしいですか。

[発言する者なし]

○田口さとる委員長 それでは、質疑もないようですので、暫時休憩いたします。

午前10時37分 休憩

午前10時49分 開議

○田口さとる委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

議案第2号、スポーツ振興課所管部分について、スポーツ振興課長に説明を求めます。  
なお、説明は簡潔に願います。

スポーツ振興課長。

○根岸 剛スポーツ振興課長 スポーツ振興課長の根岸でございます。よろしくお願いいたします。

本日同席している職員をご紹介します。

スポーツ振興係長の櫻井でございます。

○櫻井洋介スポーツ振興係長 櫻井です。よろしくお願いいたします。

○根岸 剛スポーツ振興課長 それでは、失礼ですが、着座にて説明をさせていただきます。

令和8年度一般会計予算のうち、スポーツ振興課所管部分について順次ご説明申し上げます。

予算書の166ページ、説明欄の中段からになります。

第5項保健体育費、第1目保健体育総務費のうち、生涯スポーツ推進事業598万9,000円について申し上げます。

令和8年度は、前年度当初と比較しまして67万3,000円の増額で、主な理由としましては、スポーツ推進委員の任期替えに伴うユニフォーム購入費などによるものです。

それでは、主なものについてご説明申し上げます。

1節報酬294万7,000円につきましては、スポーツ推進委員35名とスポーツ推進審議会委員に対する委員報酬でございます。スポーツ推進委員は、毎月定例会議において、スポーツ事業の内容の検討や実技研修を行うほか、はにゅうスポ・レクフェスタなど市の主催事業や地域におけるスポーツ、レクリエーションの普及に関し、幅広い場面で中心となって携わっていただいております。

続いて、10節需用費130万7,000円につきましては、フロアカーリング大会をはじめとする各種大会に係るメダルや賞品及びスポーツ推進委員のユニフォーム購入費などの消耗品費97万6,000円や、スポーツ推進委員だよりの印刷製本費19万8,000円等でございます。スポーツ推進委員のユニフォームにつきましては、委員の改選がある2年ごとに購入をさせていただいているものでございます。また、ユニフォーム購入の内容を精査しまして、予算の縮減に努めてまいります。

続きまして、167ページ、説明欄7行目をご覧ください。

18節負担金補助及び交付金160万2,000円につきましては、スポーツ推進委員が参加する各種協議会や研究大会等の負担金及びはにゅうスポ・レクフェスタ実行委員会への補助金でございます。はにゅうスポ・レクフェスタ実行委員会の補助金150万円につきましては、市民のスポーツ・レクリエーション活動への関心を高める機会として、誰もが気軽に参加でき楽しめる体験型スポーツ・レクリエーションイベント、はにゅうスポ・レクフェスタを開催するため、主管となる実行委員会に対し補助金を交付するものです。

続きまして、スポーツ団体支援事業418万円について申し上げます。

こちらは、体育協会をはじめとするスポーツ・レクリエーション団体や各地区体育振興会への補助金で、金額については記載のとおりでございます。前年度当初と比較しまして6,000円の増額となっております。

続きまして、第2目保健体育施設費について申し上げます。

保健体育施設費の予算額は4,439万6,000円で、前年度当初と比較して79万6,000円の減額となっております。減額の主な理由としましては、令和7年

度に実施した東雲グラウンドの高木伐採や備品購入費が減少したためでございます。

それでは、保健体育施設一般経費について、主なものを申し上げます。

10節需用費250万4,000円のうち、修繕料につきましては、体育館の施設や体育器具の補修、緊急修繕のためのものでございます。

続きまして、168ページ、説明欄の3行目でございます。

12節委託料4,142万円につきましては、市体育館、中央公園及び小・中学校体育施設の管理等指定管理業務に係る指定管理料でございます。指定管理料につきましては、令和5年度から令和9年度までの5年間の債務負担行為が設定されており、令和8年度は4年目となります。

続いて、17節備品購入費40万6,000円は、市体育館に設置されている消火器の中で使用期限を迎えた41本を購入するものでございます。

以上で、スポーツ振興課所管分の説明を終わらせていただきます。よろしくお願いいたします。

○田口さとる委員長 ありがとうございます。

ただいまの説明に対し質疑を求めます。

質疑のある方は順次発言を願います。

小林委員。

○小林誠弥委員 スポーツ推進課所管による新規事業、また重要視している事業等ございましたら詳細な説明をお願いいたします。

○田口さとる委員長 スポーツ振興課長。

○根岸 剛スポーツ振興課長 特に今回、新規事業として上げられているものはないですが、重点事業といたしまして、やはりはにゅうスポ・レクフェスタの継続開催になるかなと思います。来年度で4回目になりますが、初年度は雨天の影響があり、令和6年度で初めて屋内外同時に開催することができまして、1,000名を超える皆さんに参加いただきました。今年度令和7年度は、健康サポートなどの体験ブースを増やしまして、より幅広い年代の方々約2,000名に参加していただいたところです。

今年の2月の市の広報に、スポ・レクフェスタで卓球を体験してくれた小学生の記事が紹介されまして、中学生では卓球部に入りたいというふうに言ってくれていました。私ども主催者としても非常にうれしく思っておりまして、継続することで、わずかもしれませんが、スポーツ人口の増加につなげていきたいというふうに考えております。

もう一点、フロアカーリングの普及拡大ということで、令和7年度、今年度羽生市のフロアカーリング協会を中心として、埼玉県フロアカーリング協会が設立されましたので、これを契機に県のフロアカーリング協会、それからスポーツ推進委員、私どもスポーツ振興課が連携しまして、市内への再普及を含めてさらなる普及拡大に努めてまいりたいと考えております。

以上です。

○田口さとる委員長 ありがとうございます。

ほかに質疑のある方、いらっしゃいますでしょうか。

島村委員。

○島村 勉委員 スポーツ推進委員の2年ごとに、前も言ったけれども、2年ごとにユニフォームを替えると言うんですけれども、改選のときにどのぐらい替わるんですか。

○田口さとる委員長 スポーツ振興課長。

○根岸 剛スポーツ振興課長 改選のたびに人数の増減はあるんですが、今回の改選では、一応8名の方が替わる予定でおります。多いときですと11名、12名というときもございます。

以上です。

○田口さとる委員長 島村委員。

○島村 勉委員 長い人は何年ぐらいやっているんですか。

○田口さとる委員長 スポーツ振興課長。

○根岸 剛スポーツ振興課長 今現在、一番長い方で20年を超える方がお一人いらっしゃいます。

以上です。

○田口さとる委員長 島村委員。

○島村 勉委員 20年というと、20着作るということですね。2年に1回だから。

○田口さとる委員長 スポーツ振興課長。

○根岸 剛スポーツ振興課長 20年だと10着という形になっております。

○田口さとる委員長 島村委員。

○島村 勉委員 改選を4年にするとか、2年で新しいユニフォームというのはちょっと無駄だと思う、何回か言ったことがありますけれども。自分もやっていたことあるんですけれども。

例えば、子どもたちだって中学3年間、ほとんど同じのを着て毎日のようにやって、この推進委員が毎週やっているとは思いますが、それにしても50週ですか。年間でも、日曜だけにしても50週ということなので、できるだけ無駄をなくすほうがいいんじゃないかなと思うんですけども、その辺の考えはないですか。

○田口さとる委員長 スポーツ振興課長。

○根岸 剛スポーツ振興課長 2年ごとに買い替えるところについて、無駄があるんじゃないかということだったと思います。私どもスポーツ振興課、スポーツ推進委員の事務局の立場といたしましては、やはり全員の方が一生懸命活動していただく中で、以前よりも委員の報酬というものが下がっているのが現状でございますので、その中で協力していただける方に対してのユニフォームの支給というのは、妥当ではないかなというふうに考えておまして、あと、任期を4年に延ばすというお話、ご意見もいただいたと思うんですが、なかなか今2年の任期でも、実際にやっていただける方が見つからない現状でございますので、任期が延びてしまうと、また少し敬遠されるようになるのかなと思いますので、現状のまま運営をさせていただければと思います。よろしくお願ひします。

○田口さとる委員長 島村委員。

○島村 勉委員 4年はいずれにしても、でも4年に1回ぐらいの間隔で、途中から入った場合は同じものの予備、例えば議員の防災服にしても何にしてもそうだけれども、同じようなものを使っているんで、それは2年でもし替わっても、今言った8人ですか、それがまるきりなくなっちゃうとか、用意しておくことができないとかというのがあるんだかどうか分からないけれども、それは無駄だなと思っている。自分らはやっぱりスポーツウエアというか、使っていますけれども、かなりの長い間使っているよねと思うんです。そういうところも少しは節約したらどうなのかなと思うんですけども。

○田口さとる委員長 スポーツ振興課長。

○根岸 剛スポーツ振興課長 ご意見ありがとうございます。

まず、ジャージ、ユニフォームにつきましては、現段階で年間等で取り扱っているユニフォームのモデルというのが毎年変わってしまうというのが現状でございますので、2年ごと、もしくは4年ごとでも、なかなか同じ物をそろえるというのが難しくなっておりますが、その中で島村委員おっしゃっていただいたように、なかなか活動の中で傷まない部分もあるというのは実際の部分だと思いますので、既製品を買うのではなく

て、いわゆる学校ジャージのように皆さんが同じもの、2年以上たってもそろえられるような方法を検討させていただければと思いますので、ご理解いただければと思います。よろしく申し上げます。

○田口さとる委員長 ほかに質疑のある方、いらっしゃいますでしょうか。よろしいですか。

[発言する者なし]

○田口さとる委員長 それでは、質疑もないようですので、暫時休憩いたします。

午前11時03分 休憩

午前11時06分 開議

○田口さとる委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

議案第2号、歳入について、税務課所管部分について、税務課長に説明を求めます。

なお、説明は簡潔に願います。

税務課長。

○本間陽子税務課長 税務課長の本間です。よろしくお願ひいたします。

本日同席する職員を紹介いたします。

市民税係長の中村でございます。

○中村弘志市民税係長 中村です。よろしくお願ひいたします。

○本間陽子税務課長 それでは、着座にて失礼いたします。

ただいま予算説明書の6ページをお開きしております。

それでは、第1款市税、第1項市民税に関する説明をさせていただきます。

歳入、第1款市税の総額ですが、こちらは82億1,505万6,000円を見込んでおり、前年度比3億7,235万円、4.7%の増となっております。

第1項市民税、こちらは31億469万5,000円を見込んでおり、前年度比7,590万6,000円、2.5%の増となっております。

このうち、税務課が所管する現年課税分についてご説明いたします。

第1目個人の現年課税分は、26億6,493万2,000円、前年度比が5,669万7,000円、2.2%の増を見込んでおります。増額の理由としまして

は、令和7年における企業の賃上げなどの影響を考慮いたしました。

第2目法人の現年課税分は、4億2,068万2,000円、前年度比2,247万8,000円で5.6%の増を見込んでおります。増額の理由としましては、法人市民税が国の法人税を基に算出されることから、国において令和8年度の法人税の増額を見込んでいることなどを考慮いたしました。

第2項第1目固定資産税の現年課税分は、41億8,509万5,000円、前年度比3億8万円で7.7%の増を見込んでおります。

そのうち、土地は10億5,558万8,000円で、前年度比161万9,000円、0.2%の増を見込んでおります。

続きまして、家屋、こちらは企業の進出、倉庫の新設などにより20億1,943万7,000円、前年度比1億3,232万7,000円、7.0%増を見込んでおります。

償却資産になります。こちら企業の出入などに伴う課税件数の増加により、11億1,007万円、前年度比1億6,613万4,000円、17.6%増を見込んでおります。

第2目国有資産等所在市町村交付金908万3,000円は、県営住宅等の土地建物に対する県からの交付金となっております。

続きまして、第3項軽自動車税になります。軽自動車税は1億7,665万6,000円、前年度比マイナス329万3,000円、1.8%の減を見込んでおります。

第1目環境性能割は、排出ガス及び燃費性能の基準に応じて自動車の取得時に課税されてきましたが、物価高対策や国内自動車販売の活性化などのため、令和8年3月末で廃止となる予定となっております。軽自動車の環境性能割は県が徴収し、2か月後に市に入金されます。したがって、令和8年の2月、3月分の県による徴収分が4月、5月に市に入ってくるということで、その2か月分の入金分150万円を計上しております。

なお、廃止による市税の減収分は国が補填するという予定となっております。

第2目種別割、こちらの現年課税分は1億7,383万9,000円で、前年度比156万円、0.9%の増を見込んでおります。これは、長期の保有により税率が高くなる車両の増加や、車両の購入数の微増によるものです。

第4項市たばこ税になります。こちら3億6,140万1,000円は、前年度比マ

イナス163万2,000円、0.5%の減を見込んでおります。

続きまして、都市計画税になります。3億5,360万6,000円、前年度比559万4,000円、1.6%の増を見込んでおります。

続きまして、7ページをお開きします。

第5項第1目都市計画税の現年課税分は3億5,248万1,000円、前年度比600万9,000円増、1.7%の増を見込んでおります。このうち、土地は前年度比0.2%の増、28万7,000円増の1億6,243万7,000円を見込んでおります。また、家屋は企業の進出、工場の新設などにより、前年度比3.1%増、572万2,000円増の1億9,004万4,000円を見込んでおります。

最後に、入湯税になります。こちらは、令和7年度予算と同額の1,155万円を見込んでおります。こちらの対象は、ルートイン羽生のみとなっております。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

○田口さとる委員長 ありがとうございます。

ただいまの説明に対し質疑を求めます。

質疑のある方は順次発言を願います。

○小林誠弥副委員長 それでは、しばし委員長の座をお預かりいたします。

質問のある方、いらっしゃいますでしょうか。

田口委員。

○田口さとる委員 6ページなんですけれども、軽自動車税のところの説明で、トータルではマイナスになっていると。説明だと、環境性能割が廃止されるので、その分減額される。種別割ではちょびっと増があるので、トータルでは廃止分を除けば増なんだなということだと思えます。廃止になっちゃうのはしょうがないんですけれども、結局予測としては、予算としては、軽自動車税、順調に昨年同様に入ってきて、そういう消費も旺盛だという予測なのか。それとも、単純に軽自動車も値上がりしているので、この辺も入る分が上がってくるよという、そういう予測なのかということをお聞きしたいというのが1点。

あと、もう一点が市のたばこ税のところ。こちら減額になっています。去年は増額で予算出ていたんですけれども、今年は減額になったと判断している根拠についてお伺いいたします。お願いします。

○小林誠弥副委員長 税務課長。

○本間陽子税務課長 1つ目の軽自動車税の関係になります。

先ほど説明にありました環境性能割は、今のところの予定では、今月末で終わって4月からはなくなるということで、2月、3月分のみが来年度に入ってくるだろうと予測を立てていまして、市として減額となる分は国が補填していただけるということで、その辺は安心はしております。

種別割のほうですが、台数としますと、大幅に増えているというよりも本当に微増です。今回の環境性能割が廃止されることで、例えば今年度分はちょっと買い控えとかがあるのではないかとということも考えますし、環境性能割がなくなったことで、じゃ、買ってみようかなと思う方が増えるのではないかとという考えもございまして、微増の予算としました。

ただ、重課税といまして、新規検査から13年経過した環境負荷の大きい車に対しては重課税がかけられまして、それがきっかけで買い替える方も増えるのではないかとという予測もしております。軽自動車税に関しては以上でございます。

たばこ税に関しましては、実績にも基づいて予算のほうは考えてはいるんですが、やはり全国的にも、たばこの販売数量は減少しているということ、また、今年度に関しても令和7年度の状況を見てみますと、やはり昨年度よりは減っているという実績が見えてきましたので、令和8年度の予算も増えることはないだろうということで、実績から大体見ておりまして、この予算をつけました。

以上でございます。

○小林誠弥副委員長 それでは、委員長にお返しいたします。

○田口さとる委員長 では、質疑のある方、いらっしゃいますでしょうか。

島村委員。

○島村 勉委員 土地の都市計画税にしても固定資産税にしても、この見込みというのは何%ぐらい土地の上昇を見ているのか。

○田口さとる委員長 税務課長。

○本間陽子税務課長 土地に関しては、大体0.3%ぐらいの増を見込んでおりまして、家屋に関しては大きな倉庫とかが建ちましたので、その分を見込んでおります。土地に関しては0.3%ほどの増が考えられると載せております。

以上でございます。

○田口さとる委員長 ほかに質疑のある方、いらっしゃいますでしょうか。よろしいです

か。

[発言する者なし]

○田口さとる委員長 それでは、質疑もないようですので、暫時休憩いたします。

午前 11 時 17 分 休 憩

午前 11 時 18 分 開 議

○田口さとる委員長 それでは、休憩前に引き続き会議を開きます。

議案第 2 号、収納課所管部分について、収納課長に説明を求めます。

なお、説明は簡潔に願います。

収納課長。

○五月女和則収納課長 収納課長の五月女です。よろしく願いいたします。

同席している職員を紹介します。

収納係長の小島です。

○小島史愉収納係長 小島です。よろしく願いします。

○五月女和則収納課長 着座にて失礼いたします。

議案第 2 号 令和 8 年度羽生市一般会計予算の歳入、第 1 款市税のうち、収納課所管の滞納繰越分についてご説明いたします。

予算説明書 6 ページ、説明欄の滞納繰越分をご覧ください。

個人市民税は 1, 875 万 7, 000 円、法人市民税は 32 万 4, 000 円を計上いたしました。

固定資産税は 1, 297 万円、軽自動車税は 131 万 7, 000 円をそれぞれ計上いたしました。

都市計画税は 112 万 5, 000 円を計上しました。

滞納繰越分の歳入合計は 3, 449 万 3, 000 円となります。

なお、滞納繰越分の予算額は、直近の令和 6 年度の収納率と過去 5 年間における不納欠損額を参考に算出いたしました。

以上で説明を終わらせていただきます。よろしく願いします。

○田口さとる委員長 ただいまの説明に対し質疑を求めます。

質疑のある方は順次発言を願います。質疑はございませんか。

島村委員。

○島村 勉委員 昨年度の持っていないんだけど、昨年度と比べてどの程度改善されたのか。

○田口さとる委員長 収納課長。

○五月女和則収納課長 昨年度の滞納繰越分の歳入予算の比較となりますと、マイナス 819万7,000円となっております。現年課税分を強化しますと、滞納繰越分に繰り越される額が減っていきますので、結果的に予算としましては、滞納繰越分は減っています。

○田口さとる委員長 ほかに質疑のある方、いらっしゃいますでしょうか。よろしいですか。

[発言する者なし]

○田口さとる委員長 それでは、質疑もないようですので、暫時休憩いたします。

午前11時22分 休憩

午前11時23分 開議

○田口さとる委員長 それでは、休憩前に引き続き会議を開きます。

議案第2号、財政課所管部分について、歳入と第4条から第6条までを併せて財政課長に説明を求めます。

なお、説明は簡潔に願います。

財政課長。

○佐藤将史財政課長 財政課長の佐藤でございます。よろしくお願いいたします。

同席する職員を紹介させていただきます。

財政課課長補佐兼財政係長の高橋でございます。

○高橋あい課長補佐兼財政係長 高橋です。よろしくお願いいたします。

○佐藤将史財政課長 着座にて失礼いたします。

それでは、令和8年度一般会計歳入予算のうち、一般財源及び財政課所管の特定財源についてご説明させていただきます。なお、特定財源につきましては、各課における歳

出予算の説明の際、歳出に併せて特定財源についてもご説明させていただいております。

参考資料1、予算説明書に基づき説明させていただきます。

まず、4ページになります。

こちらは、令和8年度の歳入予算の款別の総括表でございます。合計は223億2,800万円、前年度と比較しまして額にしてプラス10億5,000万円、率にして4.9%の増となります。

7ページに移ります。

第2款地方譲与税でございますが、これは、国税として徴収したものを一定の基準に基づいて国が地方に譲与するものになります。内訳になります。

地方揮発油譲与税、こちらはガソリン税の一部が、市町村が管理する道路の延長と面積によって配分されるものになります。3,950万円を計上しました。前年度比でマイナス18%となります。これは、昨年末にガソリン税の暫定税率が廃止された影響によるものとなります。

自動車重量譲与税、こちらは車の購入時、または車検時に納付する自動車重量税の一部が、市町村が管理する道路の延長と面積によって配分されるものになります。国の見通しを踏まえ1億6,500万円、前年度比でプラス3.4%を計上いたしました。

森林環境譲与税は、森林環境譲与税の一部が、一定の基準に基づき国から市に交付されるものになります。国の見通しを踏まえ550万円、前年度比マイナス14.1%を計上いたしました。

第3款利子割交付金は、預金利子に課税される県民税利子割を原資としまして、市町村へ交付されるものになります。1,200万円、前年度比でプラスの96.7%を計上いたしました。増加の主な要因は、金融政策の見直しによる金利の上昇でございます。

配当割交付金、こちらは株式や投資信託の配当に課税される県民税配当割を原資として交付されるものでございます。7,400万円、前年度比でプラスの45.4%を計上しました。

第5款株式等譲渡所得割交付金、こちらは株式や投資信託の譲渡益に課税される地方税部分を原資とする交付金になります。7,200万円、前年度比でプラス11.8%を計上しました。

第6款法人事業税交付金、こちらは県内法人が納める法人事業税の一部が市町村に交付されるものになります。国の見通しを踏まえ、前年度とほぼ同額の1億3,700万

円を計上いたしました。

第7款地方消費税交付金、こちらは消費税の標準税率10%のうちの2.2%、食料品などの軽減税率8%のうちの1.76%が地方消費税となり、その一部が人口及び従業員数により市町村に配分される仕組みとなっております。昨年末に示された国の見通しを重視し、前年度と比較しプラスの7.6%となる13億8,100万円を計上いたしました。

第8款環境性能割交付金、こちらは原資である環境性能割は、昨年12月の与党税制改正大綱で今月末をもって廃止することが決定されました。そのため令和8年度は、先ほど税務課の説明のとおり、精算額相当分のみ計上し、前年度と比較しマイナス98.3%となる100万円のみ計上いたしました。

第9款地方特例交付金、こちらは国の方針で、地方の税収が減収となった分を国が補填するという性質の交付金になります。

内訳になります。住宅借入金等特別税額控除減収補填特例交付金は、住宅ローン減税による個人住民税の減収を補填するものでございます。前年度と比較しプラス6.7%となる4,800万円を計上いたしました。

地方揮発油譲与税減収補填特例交付金、こちらはガソリン税の暫定税率廃止による減収を補填するものでございます。800万円計上いたしました。

自動車税減収補填特例交付金、軽自動車税減収補填特例交付金、こちらは環境性能割の廃止に伴う減収等を補填するためのものでございます。自動車税分と軽自動車分として合わせて5,300万円計上いたしました。

第10款地方交付税は、国税である所得税、法人税、消費税などを原資としております。国が集めた税収の一部を、自治体ごとの財源格差を調整する形で交付されるものとなります。前年度と比較しマイナス8%となる22億4,000万円を計上いたしました。

内訳でございます。普通交付税が、前年度比マイナス9%となる19億8,000万円、特別交付税は、前年度同額となる2億6,000万円を計上いたしました。

第11款交通安全対策特別交付金、こちらは交通違反の反則金等を原資としております。交通安全施設の設置及びその管理に要する経費のために交付されるもので、交通事故件数、人口、道路延長に応じて交付されるものでございます。前年度同額となる600万円を計上いたしました。

第12款分担金及び負担金は、特定財源となるため、説明を省かせていただきます。

9ページに移らせていただきます。

第13款使用料及び手数料は、特定財源となりますが、財政課所管分2点についてご説明させていただきます。

市営駐車場使用料、こちらは羽生駅東口の駐車場使用料になります。前年度と比較しプラス1.1%となる558万円を計上いたしました。

行政財産目的外使用料598万9,000円のうち563万円は、財政課管理の羽生駅自由通路など市有財産の貸付収入となります。前年度とほぼ同額となります。

第14款国庫支出金、第15款県支出金については、特定財源となるため、説明は省かせていただきます。

16ページに移らせていただきます。

第16款財産収入、こちらは市有地の貸付けや売払い、基金の利子などの収入になりますが、そのほとんどが特定財源となります。

財政課所管分についてご説明申し上げます。

財産貸付収入2,734万9,000円のうち、ホテルルートインに貸している建物敷や駐車場敷の土地代、また、自動販売機貸付収入が財政課所管分となります。前年度と比較しマイナス1.2%となる1,852万3,000円を計上させていただきました。

また、第2目利子及び配当金のうち、株式会社テレビ埼玉配当金については、前年度同額となる3万円を計上いたしました。

17ページに移らせていただきます。

第17款寄附金、こちらは3億8,015万3,000円を計上いたしました。主なものは、ふるさと応援寄附金3億8,000万円で、令和7年度実績見通しを踏まえ、前年度より6,000万円の増額計上となっております。

第18款繰入金は、一般財源となる財政調整基金と特定財源となる3つの特定目的基金から、前年度と比較しまして3億9,477万5,000円の増となる14億6,017万1,000円を計上いたしました。

財政課所管分は、2件になります。財政調整基金からの繰入金は、前年度と比較しプラス1,000万円となる6億2,000万円、公共施設修繕引当基金繰入金からの繰入れは、前年度同額となる7,000万円を計上し、小・中学校や給食センターなどの

計17事業の修繕料に充当いたしました。

第19款繰越金、こちらは前年度と同額の3億5,000万円を計上いたしました。

第20款諸収入は、そのほかの収入となります。前年度と比較しマイナス13%となる4億6,801万4,000円の計上となりました。そのほとんどが特定財源となります。

財政課所管の主なものについてご説明いたします。

第3項収益事業収入、こちらのうち埼玉県都市ポートレース事業収入は、埼玉県都市ポートレース企業団から構成する15市に対する収益金の分配金となります。前年度同額となる8,000万円を計上させていただきました。

19ページに移らせていただきます。

第5項雑入中、埼玉縣市町村振興協会市町村交付金、こちらは自治振興宝くじを原資とした交付金となります。前年度と同額となる1,800万円を計上いたしました。

20ページに移らせていただきます。

第21款市債につきましては、前年度と比較しまして、額にして1億8,460万円増となる11億350万円を計上いたしました。なお、臨時財政対策債につきましては、国の見通しに基づき、令和7年度に引き続きゼロ計上となります。

また、令和7年度末時点における一般会計の借入金の残高見通しですが、前年度と比較しましてマイナス9億5,000万円となる140億1,000万円を見込んでおります。

ここで、閲覧資料を参考資料1から別冊1、予算書に移らせていただきます。

こちら予算書の2ページになります。

第4条地方債、こちら地方債では、地方債の限度額や利率等の条件などを設定しております。

10ページに移らせていただきます。

第4表地方債の詳細になります。第4表の限度額の合計と、先ほどご説明させていただきました歳入の第21款市債11億350万円が同額となるものでございます。

また、利率の条件につきましては、現在の金利の動向を踏まえ1.5%引き上げ、年5.0%以内とさせていただいたものでございます。

2ページにまた戻らせていただきます。

第5条一時借入金、こちらにつきましては、一時借入金の限度額を定めたものでござ

います。年末や年度末などの支払いの資金繰りに窮したときに、金融機関から一時的に借入れできる最高額を25億円と定めており、一時借入金はその年度に返済することとなっております。なお、平成19年度以降は実施されていないものでございます。

第6条歳出予算の流用でございます。こちらは、歳出予算の流用について規定したものでございます。通常は項をまたぐ流用はできないこととなっておりますが、地方自治法により、予算に定めることにより流用が可能となります。ここでは、給料、職員手当及び共済費、いわゆる人件費について流用が可能となる設定をしております。これは、当初予算編成時に、新年度の職員配置が決定していないことも一因となっております。

以上で説明を終わります。よろしくお願いたします。

○田口さとる委員長 ありがとうございます。

ただいまの説明に対し質疑を求めます。

質疑のある方は順次発言を願います。

小野田委員。

○小野田和男委員 非常に基本的な質問なんですけれども、例えば4ページに地方交付税、これで市のほうで交付金何ぼという予算計上しますけれども、これの計算方法を聞きたいと思うんですよ。この交付金が何でこうなったか。それを市で交付金を予算計上しても、これは地方税だから、上から来るのが必ずしも満額来るとは限らないと思うので、また上のほうはどういう算出でやっているのかなと、聞きながら思っていたんですけれども、お願いします。

○田口さとる委員長 財政課長。

○佐藤将史財政課長 まず、地方交付税の予算計上の仕組みでございますが、国の令和8年度当初予算案で、幾ら地方に対して予算総額を用意したのかというところをまず最も重視しております。その上で、全体が増えるようであれば、ある程度増えるという想定を基本はしております。

次に、令和8年度の羽生市の地方交付税を算定するに当たりまして、本市において、普通交付税の計算式がございます。一般財源がどのぐらい入ってくるか。それと、標準的な行政サービスを行なったときに、理論値上どのぐらい支出が見込まれるのかの差額を計算いたします。

標準的な行政サービスを行なった場合に、このぐらいの金額が出るという部分については増額のほうを試算しておりますが、ただ一方で、一般財源が来年度どのぐらい入っ

てくるかというところを、当市、来年度市税が好調であるというふうな見込みのほうを持っております。そういったしますと、結果的に普通交付税が、市税が伸びた分の75%相当につきましても、計算上、普通交付税が少なくなるという見通しを立てる必要があるため、結果、前年度の予算よりも低くなる予算計上をしたものでございます。

以上でございます。

○田口さとる委員長 小野田委員。

○小野田和男委員 そうすると、交付税を計算して市のほうで出しました。そうすると、もらう交付税の金額のかなめというのは、市税が収入が思いのほか上がった場合は、これ当然少なくなっちゃうんだね。

○田口さとる委員長 財政課長。

○佐藤将史財政課長 小野田委員のおっしゃるとおりでございます。市税が上がると交付税が減る、その分減るという仕組みになりがちでございます。

ただ、一概に必ずそうかと言われると、ちょっとそうでもない面がございまして、市税が増えていてもそれ以上に行政サービス、標準的な行政サービスが伸びている場合については、市税の伸び以上に行政サービスのほうが伸びた場合には、その分不足する財源が多くなるため、交付税が増えるという仕組みもあり得るかと思えます。

ただ、令和8年度については、市税の伸びのほうが大きいのではないかというふうに計算したものでございます。

以上でございます。

○田口さとる委員長 小野田委員。

○小野田和男委員 そうすると、交付金を増やすためには、我々の計算よりも増やすには、市税が増加しても、こっちで行政サービスのほうを若干多めに操作すれば、交付金は予定どおりか、プラスで来るのかね。

○田口さとる委員長 財政課長。

○佐藤将史財政課長 理屈としては小野田委員のおっしゃるとおりかと思うんですが、やっぱり当市も一般財源に余裕があるわけではないので、やはり交付税が伸びるということは、市税の伸び以上に支出のほう伸びるといって理屈になっていくので、結果、やはり財政のバランスは、悪化のほうに傾いていく形になると思うので、財政のバランスを見ながら、やっぱり組んでいくような形が良いというふうには思っているところでございます。

以上でございます。

○田口さとる委員長 ほかに質疑のある方、いらっしゃいますでしょうか。

小林委員。

○小林誠弥委員 財政課所管の中で重要視している項目等ございましたら、ご説明お願いいたします。

○田口さとる委員長 財政課長。

○佐藤将史財政課長 2点重要視しながら、来年度予算編成に取り組みました。

1点が、公債費と市債借入れのバランスでございます。歳出予算のほうになりますが、公債費の元金償還が約20億円という中で、歳入予算のほうにおける市債の借入れについては、基本的には元金支払い以上の市債借入れはしないという原則を守れるような形で意識しておりました。今年度、令和8年度につきましては、市債借入れについては約11億円ということなので、約9億円予算ベースで借金の返済を進めるように意識したものでございます。

もう一点が、財政調整基金の取崩し額につきまして、ここについてはバランスを守れるような形で意識したものでございます。

財政調整基金の取崩しにつきましては、その年度における一般財源の不足額の取崩しを当初予算でしているものでございます。令和8年度につきましては6億5,000万円、前年度よりも1,000万円の増でございます。

対しまして予算規模につきましては、今回228億円という形で、前年度よりも10億円予算規模のほうが増えたものでございます。その上で、その10億円の予算規模の増に関しましては、なるべく財政調整基金の取崩しに頼らないようにしていければなどというところで、そこに関しては重要視したものでございます。

以上でございます。

○田口さとる委員長 ありがとうございます。

ほかに質疑のある方、いらっしゃいますでしょうか。

○小林誠弥副委員長 それでは、しばし委員長の座をお預かりいたします。

質問のある方は、いらっしゃいますでしょうか。

田口委員。

○田口さとる委員 8ページ、地方揮発油譲与税が減額ですと、ガソリン軽減が暫定税率の廃止によるものなんて話がありました。まさに我々の生活に絡んでくるところなんで

すけれども、ここが減ってしまうと、先ほどの説明にもありました環境性能割も廃止されてしまう。その分を8ページの地方特例交付金で補填するんですよという話でした。この特例交付金があっても、多分環境性能割の廃止と揮発油税の減ったことによる部分というのが、全額は多分補填されていないんじゃないかなと思います。

ごめんなさい、ちょっと私の勉強不足もあるんですけども、この財源というのは、まず特定財源として何か使い道が限られるものなののでしょうか。それとも、一般財源として何に使ってもいいよという、そういう意味合いの交付金なのかということをお伺いしたいのが一点。

それから、これが減ったことによって財政上どんな影響、特定財源だった場合は結構道路行政関係に影響があるんじゃないかなと、まちづくりに影響あるんじゃないかなと思うんですが、その辺はいかがなのかなという点をお聞きしたい。

それから、今回の特例交付金あるんですけども、今度もこれをいただける見込みなんのでしょうか。例えば、減額ないし廃止という、そういう見込みは来年度以降あるのかないのかということをお伺いしたい。これが大きく1点です。

もう一点、ごめんなさい、場所忘れちゃったんですが最後のほうの説明で、地方自治法の規定により、25億円何か特別なことが起きたときに銀行から一時借入れできるものを定めるというご説明ありました。かつ説明では、たしか平成19年以降使われたことはないみたいな、そういう説明だったように聞こえたんですけども、この金額というのは25億円とした根拠、それから、これを25億円として設定することは、何か銀行に対して手数料とか、何も使わなくても発生しているのかどうかということをお伺いしたいです。よろしくお願いします。

○小林誠弥副委員長 財政課長。

○佐藤将史財政課長 まず、1点目の地方特例交付金についてでございます。こちら一般財源か特定財源かということでございますが、まずこちら、一般財源として取り扱っており、特定の事業に充当等しているものではございません。地方揮発油譲与税につきましては、昔は道路特定財源という形で、道路に使っていたという形になってはいますが、今現在は一般財源として取り扱っているものでございます。

また、これがちょっと減ったことによる影響でございますが、基本的には歳入予算なので、気持ち少なく予算計上しております。国からは、基本的には満額地方に補填しますということをおっしゃっているので、決算ベースでは満額いただけるというふうに見込ん

でいるので、令和8年度に関しては、市へのマイナスの影響はないというふうに想定しているところでございます。

また、今後どのような見通しになるというふうに考えているかというところでございますが、現時点では、令和9年度以降の部分までは担保されているわけではないと理解しています。状況次第で、またこの地方特例交付税の仕組みが変わる可能性はあり得るのかなというふうには思っているところでございます。

続いて、一時借入金の根拠等でございますが、25億円につきましては、総予算の概ね1割程度であり、それ以上借りることはないのかなという前提ですが、少し気持ち多めに設定をしているところでございます。

最後に一時借入金を金融機関から借りたのは、平成18年度というふうに私も伺っております。自分も、私自身も借入経験がないので、あくまでも聞きかじりで大変恐縮でございます。

今後あり得るとすると、キャッシュフロー的には、そこまでぎりぎりなキャッシュフローをしているわけではないので、通常であればあまり借りることはないかなと思っておりますが、直近ですと、今国会で審議されている令和8年度の国の予算が年度内成立が難しかった場合、4月の第1週に通常、地方交付税の約4分の1が概算で国から市へ入金されます。それが入ってこなかった場合、キャッシュフロー的に穴が開くかどうかというところを踏まえた上で、キャッシュフローを預かる会計課と調整しながら、借りるか借りないかという判断が、あるとしたらその辺なのかなというところでございます。

また、この25億円を借りるに当たりまして、金融機関と借越契約を結ぶような形になるのかなとは思いますが。

市で言うところのメインバンクであるりそな銀行さんと過去に結んでいるような経緯がございますので、恐らくりそな銀行さんと少し高めな利率になるかとは思いますが、契約を締結することになると思います。ただ、借り越し契約を結ぶだけであれば、特に手数料等は不要でございますので、特にこれを定めたからといって、銀行さんにお支払いするお金というのは特にないものがございます。

以上でございます。

○小林誠弥副委員長 田口委員。

○田口さとの委員 一時借入金のことでもう一つ。よく分かりました、ありがとうございます。

私の勝手な想像だと、例えばコロナとか3.11の大震災みたいのがあったときに、どうしてもお金が回せなくなって借りることもあるのかなというふうにイメージしていたんですけども、どちらかというところ、政治的な理由でこの金額が設定されて使われることがあるのかなと、そういう理解でよろしいのかということを確認させてください。お願いします。

○小林誠弥副委員長 財政課長。

○佐藤将史財政課長 田口委員のおっしゃるとおりなのかなというふうに想定の方はしております。3.11の震災等の緊急事態等があった場合には、どちらかというところ、財政調整基金を緊急的に取り崩した緊急対応になることのほうが、想定としては色濃いのかなと思っております。どちらかというところ、急にお金がなくなるということはあまり考えていないので、想定していた国からの交付金とかが急に入ってこなくなる今回のようなパターンのほうが、想定としては有り得るのかなというふうに考えているところがございます。

以上でございます。

○小林誠弥副委員長 それでは、委員長の座をお返しいたします。

○田口さとる委員長 ほかに質疑のある方、いらっしゃいますでしょうか。

[発言する者なし]

○田口さとる委員長 質疑もないようですので、これをもって質疑を終結いたします。

暫時休憩いたします。

午後 零時05分 休憩

午後 零時06分 開議

○田口さとる委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

続いて、討論に入ります。

討論のある方は順次発言を願います。討論はございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○田口さとる委員長 討論もないようですので、これをもって討論を終結いたします。

これより採決を行います。

議案第2号 令和8年度羽生市一般会計予算を原案のとおり可決することに賛成の委員の挙手を求めます。

[挙手全員]

○田口さとる委員長 挙手全員と認めます。

よって、本案は可決すべきものと決しました。

暫時休憩いたします。

午後 零時06分 休憩

午後 1時00分 開議

○田口さとる委員長 それでは、休憩前に引き続き会議を開きます。

議案第4号 令和8年度羽生市中小企業従業員退職金等共済事業特別会計予算、別冊1を議題といたします。

商工課長に説明を求めます。

なお、説明は簡潔に願います。

商工課長。

○今成義暢商工課長 商工課長の今成でございます。

同席しております職員は、商工振興係長の小林です。

○小林 良商工振興係長 よろしくお願いいいたします。

○今成義暢商工課長 恐縮ですが、着座で説明をさせていただきます。

それでは、議案第4号 令和8年度羽生市中小企業従業員退職金等共済事業特別会計予算について説明申し上げます。

お手数ですが、タブレット端末に表示しました令和8年度羽生市一般会計特別会計予算説明書をご覧ください。

初めに、歳出から説明いたします。

ページ右側の説明欄、二重丸、一般管理事業608万1,000円について申し上げます。

10節需用費2万6,000円は、銀行が掛金を口座から引き落とした後、事業者に発送する口座振替済通知書に目隠しシールを貼っていただくため、その購入費用でござ

います。

次に、11節役務費131万6,000円ですが、その内訳といたしまして、通信運搬費が郵便料、切手代3万6,000円がございまして、次に、手数料として3つございまして。1つ目は、お預かりした掛金を管理運用している住友生命保険相互会社に支払う資産管理運用手数料121万7,000円、2つ目は、掛金の口座引落としの手数料として市内金融機関へ支払う口座振替手数料が2万7,000円、3つ目は、基金運用をお願いしております、先ほどの住友生命保険相互会社が運用会社として安全かどうか、その信用度の確認のため信用調査を行う企業信用調査手数料3万6,000円がございまして。

次に、12節委託料462万円は、システム管理運營業務委託料で、加入口数、加入期間、変動する利子率等、複雑な退職金の計算を正確に行うための委託料がございまして。66万円の増額計上となっておりますが、その主な理由は、賃金の上昇、パソコン機器等維持管理費の価格高騰、各種帳票等資材の価格高騰、システムウィンドウズアクセスのバージョンアップに伴うSE技術者費用の上昇など、収益の圧迫要因により価格が改定されたことによるものです。

次に、13節使用料及び賃借料11万9,000円は、インターネット上で振替が可能なインターネットバンキングの使用料として、武蔵野銀行と埼玉縣信用金庫に支払う使用料がございまして。

続きまして、2つ目の二重丸、共済事業7,794万8,000円について申し上げます。

まず、18節負担金補助及び交付金6,000万円は、近年の実績から退職者を推定60名とし、1名当たり平均100万円の退職金を見込み、計上したものでございまして。

次に、24節積立金1,794万8,000円がございまして。その内訳は、加入事業者から支払われた掛金を基金に積み立てる掛金積立金1,534万8,000円と、住友生命から運用利回りとして支払われた利子を基金に積み立てる利子積立金260万の2つがございまして。

なお、これらの共済費7,794万8,000円には、全額特定財源としまして3つの収入を見込んでおります。この後の歳入で説明させていただきますので、こちらの歳入のページをご覧ください。

こちらのページでございまして。

まず、共済掛金収入1,534万8,000円は、加入事業者から支払われる毎月の掛金収入で、基金に積み立てるものでございます。

次に、一般会計繰入金608万1,000円は、一般会計の労働費から事務費分として特別会計へ繰り入れるものです。

次に、中小企業従業員退職金等共済基金繰入金6,000万円は、退職金として支払うための額を基金から特別会計へ繰り入れるものでございます。

最後に、利子及び配当金260万円は、住友生命保険相互会社の新企業年金保険により安定した運用利回りを行なっております。

以上で説明を終わります。よろしくお願いたします。

○田口さとる委員長 それでは、ただいまの説明に対し質疑を求めます。

質疑のある方は順次発言を願います。よろしいですか。

[発言する者なし]

○田口さとる委員長 それでは、質疑もないようですので、これをもって質疑を終結いたします。

続いて、討論に入ります。

討論のある方は順次発言を願います。

[発言する者なし]

○田口さとる委員長 討論もないようですので、これをもって討論を終結いたします。

これより採決を行います。

本案はこれを可決することに賛成の委員の挙手を求めます。

[挙手全員]

○田口さとる委員長 挙手全員と認めます。

よって、本案は可決すべきものと決しました。

暫時休憩いたします。

午後 1時07分 休憩

午後 1時10分 開議

○田口さとる委員長 それでは、休憩前に引き続き会議を開きます。

議案第17号 羽生市行政手続条例の一部を改正する条例を議題といたします。

総務課長に説明を求めます。

なお、説明は簡潔に願います。

総務課長。

○佐藤康夫総務課長 改めまして、こんにちは。総務課、佐藤でございます。

同席する職員をご紹介します。

例規選挙係長の蓮見でございます。

○蓮見純一例規選挙係長 蓮見です。よろしくお願いいたします。

○佐藤康夫総務課長 恐縮ですが、着座にて説明させていただきます。

それでは、タブレット端末に表示しました、議案第17号 羽生市行政手続条例の一部を改正する条例をご覧いただき、こちらにより説明いたします。

このたび、法律に基づいて行う行政処分や行政指導などの手続方法を定めた行政手続法が改正されました。背景には、デジタル規制改革一括法の施行に伴いデジタル化を推進し、市民等の利便性を向上させることが目的とされています。

例えば、行政庁が不利益処分を行う場合は、その者に対し事前に意見を聞く聴聞や弁明の機会の付与を行うよう定めておりますが、場合によってはその相手方の所在が不明であることもあり、その通知文が届けられないことが想定されます。実務上では、こうした事案が発生した場合は、市役所の掲示板に紙で通知内容を公示し、2週間が経過すれば、その通知は相手に到着したこととみなす、いわゆる公示送達制度を運用することとしてまいりました。

今回の改正では、この紙による公示のほか電子による公示送達、例えば、インターネットを活用した公示も今後はできるよう改めるもので、公示方法の選択肢を増やしたく、その体制整備を行うものでございます。

実際の条例の中身でございますけれども、具体的にはこの15条第4項、この追加の部分ですね。こちらが今回の改正の主な趣旨ということで、電子化で公示を行うという目的をこの条文に加えたいというふうに考えております。

なお、行政手続法は、法律に基づく行政処分についてのみ対象となります。羽生市の条例で行う行政処分については、今回の行政手続条例によることとなっております。そこで、法律との整合性を図りつつ、本市の行政手続もデジタル化に対応するため、市の条例を案文のとおり改正しようとするものでございます。

以上で説明を終わります。ご審査よろしくお願いたします。

○田口さとる委員長 ただいまの課長説明に対し質疑を求めます。

質疑のある方は順次発言を願います。

質疑はございませんか。

○小林誠弥副委員長 それでは、しばし委員長の座をお預かりいたします。

質問のある方、いらっしゃいますでしょうか。

田口委員。

○田口さとる委員 公示送達という手続のことなんですけれども、過去に羽生市でこれを、今回電子でやれるようにもしたという話だったんですが、いわゆる紙ベースで過去にやったとき、例えば過去5年ぐらいで、どれぐらいの件数があったんでしょうか。それは、ちなみにどんなケースがあったのか、分かる範囲で教えていただけたらと思います。

○小林誠弥副委員長 総務課長。

○佐藤康夫総務課長 今回の条例の改正に伴いまして、市内でどれぐらい不利益処分があって、さらに聴聞のケースがあったのかというのを、全庁ではないんですけれども、私のほうで不利益処分をやっているかというところを聞き取りをした結果、10年以上前なんですけど、市営住宅の明け渡し請求、こちらは不利益処分になるわけなんですけれども、その不利益処分をやる際に相手と聞き取りをした、聴聞という手続を取ったというふうに報告を受けております。

なかなか不利益処分を市がやるということも少ないですし、今回の改正、その聴聞手続をするときに、相手が不明ということもこの電子化の要件に入ってくるので、なかなか不利益処分して、さらに相手が不明というケースは、なかなか想定しづらいところではあるんですけれども、万が一のために体制整備するというのが今回の改正の趣旨でございます。件数としては、すみません、10年ぐらいまでさかのぼって大体1件ぐらいだったなという感触でございます。

以上です。

○小林誠弥副委員長 それでは、委員長の座をお返しします。

○田口さとる委員長 ほかに質疑のある方、いらっしゃいますでしょうか。よろしいですか。

[発言する者なし]

○田口さとる委員長 それでは、質疑も尽きましたので、これをもって質疑を終結いたし

ます。

続いて、討論に入ります。

討論のある方は順次発言を願います。

[発言する者なし]

○田口さとる委員長 討論もないようですので、これをもって討論を終結いたします。

これより採決を行います。

本案は原案のとおり可決することに賛成の委員の挙手を求めます。

[挙手全員]

○田口さとる委員長 挙手全員と認めます。

よって、本案は可決すべきものと決しました。

暫時休憩いたします。

午後 1時15分 休憩

午後 1時18分 開議

○田口さとる委員長 それでは、休憩前に引き続き会議を開きます。

議案第10号 令和7年度羽生市一般会計補正予算（第12号）、別冊5のうち、本委員会付託部分を議題といたします。

市民生活課所管部分について、市民生活課長に説明を求めます。

なお、説明は簡潔に願います。

市民生活課長。

○根岸紀夫市民生活課長 市民生活課長の根岸です。どうぞよろしくお願いいたします。

同席しております職員を紹介させていただきます。

生活係長の小林です。

○小林一正生活係長 小林です。よろしくお願いいたします。

○根岸紀夫市民生活課長 すみません、着座にて説明をさせていただきます。

それでは、議案第10号 令和7年度羽生市一般会計補正予算（第12号）のうち、市民生活課所管分につきましてご説明いたします。

別冊5、令和7年度羽生市一般会計・特別会計補正予算書及び説明書の8ページをご

覧ください。

第10節需用費、修繕料765万6,000円は、老朽化の施設である斎場の延命化を図るため、計画的に修繕を行うものとなります。

続きまして、第14節です。工事請負費32万2,000円ですが、こちらは、斎場を利用する方の安全性や利便性のため、昨年炉の前にある壁を撤去しましたが、火葬炉全体が施設の外から見えてしまうことで、窓ガラスに目隠しフィルムを貼付し、見えないように実施するものとなっております。

なお、今回の業務は、令和8年度一体予算として、繰越明許費も併せて設定するものでございます。

以上で説明終わります。どうぞご審議のほどよろしく願いいたします。

○田口さとる委員長 ただいまの課長説明に対し質疑を求めます。

質疑のある方は順次発言を願います。

野中委員。

○野中一城委員 修繕料ということで、これの詳細というか工事の内容と次期の計画を聞かせてください。

○田口さとる委員長 市民生活課長。

○根岸紀夫市民生活課長 修繕のほうですが、まず1回目が、1号炉内の台車、ひつぎを置く台車の製作及び3号炉内の台車の置くところの耐火材の打ち替え修繕、もう一回が1号炉のチャンバー室、こちらの耐火材の積替えの修繕を考えております。今のところ2回を予定しております。

一応時期的には、使用の状況を見まして、1号炉内の台車、その後3号炉内の台車を早めにやって、1号炉のチャンバー室、こちらのほうは時間がかかります。全面の張替えになりますので、こちらのほうは3号炉のほうの使用状況を見ながら、実施していきたいと考えております。

以上でございます。

○田口さとる委員長 島村委員。

○島村 勉委員 目隠しフィルム、これは前のガラスを全部やるということですか。この間行ったら、やっぱり見えちゃうので、そっくり。前は真ん中に仕切りがあったけれども、狭い関係か何かでなくなったけれども。それ、全面やらないと見えるよね。

○田口さとる委員長 市民生活課長。

○根岸紀夫市民生活課長 委員のおっしゃるとおり、今現在、前は壁がありまして、そこで見えないようになっていたんですけども、今代替案として、上のほうですね。視覚のあるところだけを貼って対応しているんですが、今回は全面のガラス張りということになりまして、メートル数でいくと約34メートル、炉から見える全体で34メートル分の全面を目隠しフィルムで貼付するという形を考えております。

以上でございます。

○田口さとる委員長 ほかに質疑のある方、いらっしゃいますでしょうか。よろしいですか。

[発言する者なし]

○田口さとる委員長 質疑もないようですので、暫時休憩いたします。

午後 1時21分 休憩

午後 1時23分 開議

○田口さとる委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

議案第10号、地域振興課所管部分について、地域振興課長に説明を求めます。

なお、説明は簡潔に願います。

地域振興課長。

○大橋 裕地域振興課長 地域振興課長の太田でございます。

本日同席しております職員を紹介いたします。

地域振興係長の小野田でございます。

○小野田皓太地域振興係長 よろしく申し上げます。

○大橋 裕地域振興課長 それでは、着座にて失礼いたします。

別冊の羽生市一般会計・特別会計補正予算の補正予算書及び説明書の地域振興課所管分でございます。

災害時通信用無線機導入事業についてご説明いたします。

予算書の10ページをご覧ください。10ページの真ん中でございます。

こちらでございますが、アナログ電波の停波が予想されることから、令和7年度にIP無線機20機を導入したところでございますが、3か年で計50機の購入を想定して

おり、今回が2回目の購入となるものでございます。

内容といたしましては、充電器やACアダプターと一緒に、タイピン型マイクやイヤホンを含めた無線機一式を20台購入する予定で、無線機と残りの新規事業事務手数料で合計で328万9,000円となります。

なお、繰越明許で対応をさせていただきたいと思えます。

以上でございます。審議のほどよろしく願いいたします。

○田口さとる委員長 ただいまの説明に対し質疑を求めます。

質疑のある方は順次発言を願います。よろしいですか。

[発言する者なし]

○田口さとる委員長 それでは、質疑もないようですので、暫時休憩いたします。

午後 1時25分 休憩

午後 1時28分 開議

○田口さとる委員長 それでは、休憩前に引き続き会議を開きます。

議案第10号、環境課所管部分について、環境課長に説明を求めます。

なお、説明は簡潔に願います。

環境課長。

○野口武士環境課長 環境課長の野口でございます。よろしく願いいたします。

説明に先立ち、同席職員の紹介させていただきます。

環境保全係長の武村でございます。

○武村雅子環境保全係長 武村です。よろしく願いします。

○野口武士環境課長 恐縮ですが、着座にて説明させていただきます。失礼します。

それでは、別冊5、令和7年度羽生市一般会計・特別会計補正予算書及び説明書のうち、環境課が所管する事業についてご説明申し上げます。

8ページをご覧ください。

第4款衛生費、第1項保健衛生費、第4目環境衛生費で580万円の補正となります。これは、脱炭素社会への移行促進を目的として、環境配慮に係る設備投資に対することについて所要の措置を講じるものです。計上しました経費は、◎環境衛生一般経費の第

18節負担金補助及び交付金でございます。

第18節負担金補助及び交付金の補助金580万円は、住宅用再生可能エネルギー設備等設置補助金として、太陽光発電装置を1件当たり上限5万円で55件分、同じく住宅用の蓄電池を1件当たり定額5万円で同じく55件分の計110件分、雨水貯留タンクの設置補助金は、1件当たり上限3万円で10件分を見込んでおります。

ページが戻りますが、4ページの第2表繰越明許費補正をご覧ください。

ただいま説明いたしました事業については、令和8年度と併せた一体的な予算として事業を行うため、令和8年度への繰越措置を行うものです。

以上で説明を終わります。よろしくお願いいたします。

○田口さとる委員長 ありがとうございます。

ただいまの説明に対し質疑を求めます。

質疑のある方は順次を発言願います。

島村委員。

○島村 勉委員 太陽光の5万円という、これは規模的にはどんなものなのか。例えば1軒の家がちゃんと、ちゃんとということはないけれども、どのぐらいの電力が使えるのか。

○田口さとる委員長 環境課長。

○野口武士環境課長 補助金の条件の中で太陽光発電システムということで、1キロワット当たり2万円ということで上限5万円ですので、2.5キロワット分までというところでご案内をしております。

○田口さとる委員長 島村委員。

○島村 勉委員 その5万円というのは限度額というか、幾らで5万円。その工事自体が幾らの工事で、何分の1とかってある。

○田口さとる委員長 環境課長。

○野口武士環境課長 住宅に設置する設備の補助に対してということで、上限5万円としております。参考までに、申請における設置費用としては、平均で大体太陽光につきましては130万ぐらいの設置費用に対し、上限は5万円ということで補助をさせていただいております。

以上です。

○田口さとる委員長 島村委員。

○島村 勉委員 大したことないんだね。

あと、貯水、雨水の。これはやっぱり設置というか、どのぐらいかかって3万円の補助というのとは。

○田口さとる委員長 環境課長。

○野口武士環境課長 タンクについては、容量によってでございますが、おおむね高いもので8万円とかの物がございます。上限を3万円ということで、2分の1で3万円ということでご案内しております。

○田口さとる委員長 島村委員。

○島村 勉委員 そこはすごい割がいい。いいとかいいけれども、片方の太陽光のほうは随分割がというか、悪いだけけれども、それはどういう。太陽光のほうは、特に節電とかになるわけだけれども、太陽光のほうは割合が少ない理由というか、金がないと言えばそれまでだけれども、率がすごい低いじゃない。その辺どんな考えなんですか。

○田口さとる委員長 環境課長。

○野口武士環境課長 恐らく、この補助金が始まったときから補助金額は変わっていないものにはなりますけれども、恐らく限られた財源の中でということで設定させていただいた金額だということ、5万円という形になったものと考えております。

○田口さとる委員長 ほかに質疑のある方、いらっしゃいますでしょうか。

野中委員。

○野中一城委員 島村委員からあったように、補助金は分かったんですけども、55件にした理由、件数の理由を教えてください。

○田口さとる委員長 環境課長。

○野口武士環境課長 参考までに、昨年度につきましては50件ということで予算のほうをいただいております。今回5件分で50万ほど増額させていただきまして、こちらについては、羽生市のゼロカーボンシティの実現に向けまして、再生可能エネルギーの普及の拡大と、家庭部門の温室効果ガスの排出量削減を推進するということで、太陽光発電設備と蓄電池等の導入支援の強化ということで、限られた予算ではございますが、今年度は補助の予算を増額させていただいております。

以上です。

○田口さとる委員長 島村委員。

○島村 勉委員 昨年50件で何件あったの。

○田口さとる委員長 環境課長。

○野口武士環境課長 直近の時点では、今 88 件になります。

○田口さとる委員長 島村委員。

○島村 勉委員 じゃ、全員というか、できなかった人もいるけれども、例えば 50 件だけ、去年は。今度は 55 件で。だから 50 件以上越したということね。

○田口さとる委員長 環境課長。

○野口武士環境課長 こちらの太陽光発電と蓄電池を合わせた数ということになりますので、昨年度ですと、太陽光の設備と蓄電池で 100 件にはなるわけなんですけれども、太陽光発電に関しては 50 件の予算、今年は 5 件増やしているということなので、合計が 88 件ですので、大体 8 割ぐらいということで。例年 9 割、8 割の補助申請をいただいているというのが直近の実績でございます。

○田口さとる委員長 島村委員。

○島村 勉委員 ちょっと意味が分からないけれども、去年は 50 件と言ったよね。それが今年は 55 件で、去年は、応募じゃないけれども 80 件あったと言ったんだよね。

○田口さとる委員長 環境課長。

○野口武士環境課長 説明に不足がございまして、昨年度で申し上げますと 100 件、500 万円の予算をいただいております。内訳としますと、50 件が太陽光パネル、50 件が蓄電池でございました。今年度については、この補助金の 550 万円については 110 件、55 件が太陽光パネル、55 件が蓄電池ということで、直近の実績を申し上げますと、この両方を合わせた 88 件というのが実績でございますという形になります。申し訳ございません。

○田口さとる委員長 ほかに質疑はございますでしょうか。よろしいですか。

〔発言する者なし〕

○田口さとる委員長 質疑もないようですので、暫時休憩いたします。

午後 1 時 38 分 休 憩

午後 1 時 43 分 開 議

○田口さとる委員長 それでは、休憩前に引き続き会議を開きます。

議案に入る前に、農政課長より、昨日の説明の訂正があるそうなので、ご説明のほう  
をお願いします。

農政課長。

○久保弘之農政課長 審議の前にお時間をいただき、申し訳ございません。

昨日、島村委員のほうからご質問いただきましたアライグマの処分に関する件ですけれども、昨日、殺処分につきましては、処分後清掃センターに搬入と答弁いたしました  
が、こちらは職員が対応した場合は、清掃センターに処分のほう持ち込んでいるんですけれども、業者に委託している分につきましては、業者のほうで焼却処分まで行なっておりますので、訂正のほうをさせていただきます。申し訳ございませんでした。

○田口さとる委員長 島村委員。

○島村 勉委員 だから、業者に委託したのは業者が捕まえてというか、処分する。手数料もらったりして。そうじゃなくて、個人で捕まえたのは市に持ってきてということ。

○田口さとる委員長 農政課長。

○久保弘之農政課長 委託分の頭数を超過してしまった分につきましては、予算がもうなくなってしまうので、その分は職員の方で対応しております。

○田口さとる委員長 続きまして、議案第10号、農政課所管部分について、農政課長に説明を求めます。

なお、説明は簡潔に願います。

農政課長。

○久保弘之農政課長 農政課長の久保でございます。よろしく願いいたします。

同席する職員を紹介させていただきます。

農業政策係長の大家です。

○大家理恵子農業政策係長 大家です。よろしく願いいたします。

○久保弘之農政課長 恐縮ですが、着座にて説明をさせていただきます。

それでは、議案第10号 令和7年度羽生市一般会計補正予算（第12号）のうち、農政課が所管する部分についてご説明申し上げます。

画面は、別冊5、令和7年度羽生市一般会計・特別会計補正予算書及び説明書の8ページになります。

ページ中段、第6款第1項農業費、第3目農業振興費は、補正額500万円の増額で、予算現額は4,386万4,000円となります。

それでは、右側の説明欄をご覧ください。

二重丸、農業振興助成事業の18節負担金補助及び交付金、スマート農業推進事業費補助金500万円でございますが、こちらは、本市農業が直面する担い手不足や遊休農地の増加などの課題解決に向け、先端技術を駆使したスマート農業の普及を図り、農作業の省力化、効率化等を実現することを目的として取り組む事業です。

対象者は、羽生市の地域計画の目標地図に位置づけられた市内認定農業者、市内認定新規就農者です。対象経費は、ドローンや自動操舵システムなど、生産における省力化や効率化につながるICT機器及びロボット技術の導入に要する経費で、補助率は2分の1、上限は100万円で、5件分を見込んでおります。

次に、第8目農林公園費は、補正額332万円の増額で、予算現額は3,265万円となります。

説明欄の農林公園一般経費、10節需用費、修繕料332万円は、施設の老朽化による修繕に要する経費です。劣化の見られる建物外部の柱や梁などの塗装のほか、緊急修繕に要する経費です。

なお、今回の補正予算につきましては4ページの繰越明許費補正において、全て令和8年度に繰り越しし執行するものです。

以上で説明を終わります。よろしくお願いいたします。

○田口さとる委員長 ただいまの説明に関し質疑を求めます。

質疑のある方は順次発言を願います。質疑はございませんか。

島村委員。

○島村 勉委員 農林公園の修繕なんですけれども、その修繕の認定というか、そういうものはどういうふうに行っているのか。例えば、アグリがやっているわけなんですけれども、それがあそこを直したいこれを直したいという、もちろんよくしたいのは分かるんですけども、市のほうでほとんど、50万円以上は出さなくちゃいけないわけ。だから、判定するのにきちんとした判定をしないと、もちろんよくしたほうが使い勝手がいいんだからいいんですけども、あそこでは生産性がないわけよ、一銭ももらっていないわけだし。そういう面もあるので判定をきちんとしないと、いい施設にすることには問題はないけれども、金が出ていくということだからね、その辺はどうなっているかお伺いしたい。

○田口さとる委員長 農政課長。

○久保弘之農政課長 今回修繕を見込みました柱、梁等なんですけれども、こちらは建物外部のところで、木製の柱、梁の部分が、もう目視でも大分黒ずんで劣化しているのが分かるような状態になっておりましたので、こちら市のほうから修繕のほうを計画させていただきました。アグリの方から申出があったというものではございません。

○田口さとる委員長 島村委員。

○島村 勉委員 何年たっているんですか。

○田口さとる委員長 農政課長。

○久保弘之農政課長 開園が平成13年ですので、今年度で25年が経過することになります。

○田口さとる委員長 島村委員。

○島村 勉委員 25年というと、かなりたっているようであるけれども、一般住宅なんかでも50年ぐらいはざらにあるわけね。そういう面から見て、あそこ木造だけの建物じゃないでしょう。木造の部分もあるということで悪くなっているということだと思っただけけれども、そういう面においては、先ほど言ったように見栄えとか、それは確かに必要かもしれないけれども、そんなに簡単に、25年ぐらいで安全じゃなくなるというのなかなか、自分の家で自分の金で直すとかという場合であったら、そんな簡単に直さないとと思うのよ。その辺の市のほうでというのは、よほどのことかもしれないけれども、なかなか納得がいかないような気がします。考えを。

○田口さとる委員長 農政課長。

○久保弘之農政課長 今回修繕を計画しました箇所につきましては、はりの接合部とかが地上部に近いところにありまして、そちらの部分は、接合部のところはさびとかそういったものが発生しておりまして、触った場合の安全性とかそういうものを見込んだ上で、修繕のほうを計画させていただきました。

建物のほういろいろ修繕するところもあるかと思うんですけれども、木造の部分については、再塗装することで延命化を図れるかと思ひまして、そちらの部分を今回設定をさせていただいたところです。

○田口さとる委員長 島村委員。

○島村 勉委員 それはそれでしょうがないと思うんですけれども、そういうことで管理もちゃんとしてもらうということ。また、いつも思うというか、考える、自分のお金を使うような感覚でやってほしいと思います。

○田口さとる委員長 農政課長。

○久保弘之農政課長 分かりました。ありがとうございます。

○田口さとる委員長 ほかに質疑はございますでしょうか。

○小林誠弥副委員長 それでは、委員長の座をしばしお預かりさせていただきます。

質問のある方いらっしゃいますでしょうか。

田口委員。

○田口さとる委員 8ページ、スマート農業推進事業費補助金についてお伺いします。

ここで想定しているドローンやロボット、AI技術云々かんぬんとあるんですが、上限100万円で5件、具体的にどのようなものを想定しているのでしょうか。

例えばドローンとかも、私もちょっとたまたま知っていたことがあって、コニカの農業機械とかカメラとか、制御も含めて全部こういったものでやれるドローンというのがある、やっぱりそういうのだと200万、300万している機械だったりするんですけども、どのぐらいの規模のどのぐらいのドローン、またロボットといっても、ごめんなさい、農業のロボットって正直想定がしにくい。しかも上限が100万、200万、300万ぐらいでどんなロボットがあるのかなというのが私には想像がつかなかったんですが、具体的な、ここで想定しているもの、金額、分かる範囲でお答えいただければと思います、お願いします。

○小林誠弥副委員長 農政課長。

○久保弘之農政課長 こちらの機械ですけれども、昨年度、令和7年度ですと申請があったのは全てドローンでした。こちらが10件ほどの申請がございまして、そのうち5件の採用という形になっております。

金額につきましては、農業用ドローンのほうですと200万より上、300万近い金額というものがほとんどになっています。あとは、圃場に応じてやっぱり大きさが多少違いますので、大きくなる分その分高くなるようなものになっております。

補助率については、費用の2分の1で上限は100万円という形になっておりますので、300万の機械を買ったとしても、上限は100万円までの補助という形になります。

そのほかドローン以外ですと、例えば田植え機の直進、真っすぐ植えていくとかというのを補助するシステムというのも後づけでできたりだとか、そういったものも対象にはなりますが、去年はそういった申請はございませんでした。

○小林誠弥副委員長 田口委員。

○田口さとる委員 説明の中で、昨年度の実績だと10件の応募があつて5件だったと。

これは順番で、また予算も限られているので、ほかの方は切られちゃったということなんでしょうか。それとも、審査した上で、このドローンだと今回の想定には当てはまらないよということで切られちゃったのかどうか、そこをお伺いいたします。

○小林誠弥副委員長 農政課長。

○久保弘之農政課長 審査につきましては、今後の経営面積だとか、あとは後継者の有無、そういったところで点数をつけさせていただきまして、上位5件を採用というような形を取っております。

○小林誠弥副委員長 田口委員。

○田口さとる委員 もちろん、そういう厳しい要件があつた上での補助金なのは仕方がないんですけども、やっぱり応募がそれなりにあるということもあるので、例えば今後、せつかく今回の補正で出てきた話なんですけれども、今後の予算ももう少し要件を緩和して多めに見積もるという方向性はあるのか、最後お聞きいたします。

○小林誠弥副委員長 農政課長。

○久保弘之農政課長 農政課といたしましては、こちらの補助事業のほうは増やしていきたいというふうに思っております。

○小林誠弥副委員長 それでは、委員長にお返しします。

○田口さとる委員長 ほかに質疑のある方はいらっしゃいますでしょうか。よろしいですか。

[発言する者なし]

○田口さとる委員長 それでは、質疑もないようですので、暫時休憩いたします。

午後 1時49分 休憩

午後 1時51分 開議

○田口さとる委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

議案第10号、商工課所管部分について、商工課長に説明を求めます。

なお、説明は簡潔に願います。

商工課長。

○今成義暢商工課長 商工課長の今成でございます。

同席しております職員は、商工振興係長の小林です。

○小林 良商工振興係長 よろしくお願ひいたします。

○今成義暢商工課長 恐縮ですが、着座で説明をさせていただきます。

それでは、議案第10号 令和7年度羽生市一般会計補正予算（第12号）のうち、商工課所管部分につきまして説明を申し上げます。

お手数でございますが、タブレット端末に表示しました令和7年度羽生市一般会計・特別会計補正予算書及び説明書の8ページをご覧ください。

第7款商工費でございます。このたび補正予算として上程します金額は、合計2,012万4,000円の増額補正でございます。このうち、商工課所管部分の補正予算として上程します金額は、2目商工振興費、補正額にあります1,564万4,000円と、こちらのページ中ほどの4目市民プラザ費、補正額にあります198万円でございます。

ページ戻りまして、初めに2目商工振興費、補正額1,564万4,000円について申し上げます。全部で6つの事業を予定してございます。

最初の事業は、右側説明欄下から2つ目の二重丸、商工振興一般経費にございます18節負担金補助及び交付金、住宅改修補助金です。予算額は800万円で、平成14年度から続く住宅改修の支援制度を来年度も実施いたします。事業概要ですが、市民が市内業者によって住宅を改修した場合、その経費の一部を補助するもので、市民のリフォーム需要を促し、市内業者の振興、消費の喚起を図るものでございます。補助率は、消費税を除いた経費の5%を補助するもので、上限は10万円となっております。

次の二重丸、商工業振興助成事業、18節負担金補助及び交付金は764万4,000円を計上し、5つの事業を立案しております。

まず、中小企業近代化資金等利子補給金174万4,000円は、中小企業者の経営の安定と負担軽減を図るため、県及び市の制度融資を利用した企業が支払う利息を市で補給するものでございます。

2つ目、商店街店舗対策モデル事業費補助金140万円は、商店街の空き店舗に出展する方に対して家賃補助、改装費補助、それから店舗の所有者自身が改修した場合のその費用の一部を支援するものでございます。

3つ目、商工業支援事業補助金50万円は、市内商工団体が商工業の発展のために実施する事業に対して補助金を交付するものでございます。

次に、事業の4つ目は、新規事業チャレンジ補助金でございます。こちらは令和4年度から開始した補助事業ですが、新しい事業にチャレンジする事業者を支援するため、引き続き立案するものでございます。具体的には、ホームページなどの宣伝広報、新商品開発、事業者の信用性向上のための資格取得などに要する経費について、3分の2の補助率で10万円を上限に補助を行うものでございます。

最後に、商店街賑わいづくり交付金は、市内7つの商店街エリアの中でにぎわいづくりのための取組を支援するために予算調整するものでございます。具体的には、商店街エリアのにぎわいを図るイベントへの補助、また、市の特産品である藍染めや市の農産物を取り入れた商品の開発費用として活用できる交付金でございます。

次に、4目市民プラザ費、補正額198万円について申し上げます。

二重丸、市民プラザ経費、10節需用費、修繕料198万円でございます。これは施設の老朽化により、市民プラザ2階の観光協会事務室内で雨漏りが発生するため、3階駐車場の一部を防水修繕するものでございます。

なお、ただいま申し上げました商工振興費の各事業と市民プラザ費のプラザ整備事業は、繰越明許費補正として掲載してございます。令和8年度に全額を繰越しし、執行してまいります。

以上で商工課所管部分の説明を終わります。よろしくお願いたします。

○田口さとる委員長 ただいまの説明に対し質疑を求めます。

質疑のある方は順次発言を願います。質疑はございませんか。

[発言する者なし]

○田口さとる委員長 それでは、質疑もないようですので、暫時休憩いたします。

午後 2時02分 休 憩

午後 2時03分 開 議

○田口さとる委員長 それでは、休憩前に引き続き会議を開きます。

議案第10号、観光プロモーション課所管部分について、観光プロモーション課長に

説明を求めます。

なお、説明は簡潔に願います。

観光プロモーション課長。

○出井昭悟観光プロモーション課長 観光プロモーション課の出井でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

それでは、失礼ですが着座にて説明させていただきます。

議案第10号 令和7年度羽生市一般会計補正予算（第12号）のうち、観光プロモーション課所管分についてご説明いたします。

別冊5、令和7年度羽生市一般会計補正予算書、事項別明細書の9ページ中ほど、◎観光一般経費、利根川観光活用事業補助金250万円につきましては、道の駅はにゅうの周辺を拠点とし、川の魅力を再発見するための親水イベントを開催するとともに、昨年度事業により実施したワークショップの結果を踏まえ、将来的な民間事業者による事業参入の可能性や地域住民の利活用に対する意識調査を進めるための費用について、実行委員会を支援しようとするものです。

なお、本事業につきましては、4ページの第2表繰越明許費補正の表中、商工観光の下から2行目にありますとおり、令和8年度へ繰り越して執行させていただこうとするものです。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

○田口さとる委員長 ただいまの説明に対し質疑を求めます。

質疑のある方は順次発言を願います。

島村委員。

○島村 勉委員 これ平成5年ぐらいかな、何年か続けてやったの。それは知っていますか。

○田口さとる委員長 観光プロモーション課長。

○出井昭悟観光プロモーション課長 今、委員が申されているのは、利根アートフェスティバルだと、そのことだと思います。私も最後の年、商工課で担当の一人として携わらせていただきました。そのときの思いも、今回の利根川の活用ということに表れているというものでございます。

以上でございます。

○田口さとる委員長 島村委員。

○島村 勉委員 そのときの始めたいきさつ、やめたいきさつは分かりますか。

○田口さとる委員長 観光プロモーション課長。

○出井昭悟観光プロモーション課長 詳しくは存じ上げないところもございますが、実行委員会が立ち上がらなかったということを覚えております。

以上でございます。

○田口さとる委員長 島村委員。

○島村 勉委員 よく調べながら、二の舞にならないようにやってもらいたいかなと思います。

○田口さとる委員長 観光プロモーション課長。

○出井昭悟観光プロモーション課長 承知いたしました。

○田口さとる委員長 ほかに質疑はございますか。

野中委員。

○野中一城委員 ちょっと重複するところもあるかもしれないですけども、一応昨年度から開始されまして、その成果、成果というか、それを今回のほうに投影してまた実行委員会ですけれども、それ参加された方、成果というか検証はどうなんでしょう。お願いいたします。

○田口さとる委員長 観光プロモーション課長。

○出井昭悟観光プロモーション課長 昨年度の開催につきましては、プレイベントという位置づけで行いました。まず、実行委員会の設立をさせていただきましたが、この実行委員会の委員のメンバーにつきましては、先ほど島村委員のほうからご質問がありましたとおり、利根アートフェスティバルを開催していたときに、主要となる商工会青年部であるとかJ C、そういったところの会員の方が実行していたわけですけれども、今回委員となる方につきましては、実はその方のご子息に声をかけさせていただいております。このあたりの年代の方に、何とか市の事業と一緒に参画していただけないかと思っております。そういったことから、人を育てるという意味で、私どものイベント一役買わせていただければと思います。

また、来場者の人数でございますけれども、プレイベントということもございましたので、500人程度ということで発表させていただいております。

また、昨年度は羽生東小学校の児童の皆さんにも参加していただきました。行田市から会場にたどり着くようにというような形を取り、花を添えていただきました。

以上でございます。

○田口さとる委員長 野中委員。

○野中一城委員 分かりました。そうすれば一応、今回250万円で実行委員会開催して、やはりイベントやるには目標、やっぱり成果というのが大事だと思うんですけども、実行委員含めてどういう目標で進めていくのか、最後聞かせてください。

○田口さとる委員長 観光プロモーション課長。

○出井昭悟観光プロモーション課長 昨年の開催時に、予算要求時に説明をさせていただいたことを振り返りますと、そのときは川を利用したアクティビティの紹介ということを中心にやっておりました。しかし、今後はそれにとどまらず、防災であるとか、あるいは環境であるとか、そういったものを要素として取り入れたいと思います。

昨年度は、消防本部、消防署にご協力いただきまして潜水隊の資機材を展示させていただいたり、あとは安全対策ということで下流に待機していただくなどの要素を組み込んでいました。

今年はさらに、自衛隊の資機材とか、そういったものも予約させていただいて、展示させていただけるような方向で進めていくものでございます。やはり防災とは切り離せないなので、ただ単にアクティビティだけではなくて、川、川の魅力ということで取り組んでいければいいなというふうに思っております。

以上でございます。

○田口さとる委員長 野中委員。

○野中一城委員 私も調べていなかったんですが、開催予定はいつでしたっけ。

○田口さとる委員長 観光プロモーション課長。

○出井昭悟観光プロモーション課長 ご予算、お認めいただければ、4月からまた実行委員会は再開したいと思っております、実行委員会の判断もございますので、確定ということではございませんが、昨年同様に9月末あたりを考えております。

以上でございます。

○小林誠弥副委員長 それでは、しばし委員長の座をお預かりさせていただきます。

質疑のある方いらっしゃいますでしょうか。

田口委員。

○田口さとる委員 それでは、利根川観光活用事業についてお伺いします。

昨年よりやっぱりこの金額増えているわけです。もちろん昨年はプレだったという説

明もあったんですけれども、具体的に内訳の中で、どこ辺の金額を予算として伸ばしているのかということをお伺いしたいのが1点。

それから、昨年ちょっと行けなかったので具体的な場所が分からないんですけれども、昭和橋の真下、ちょっと西側というんですか。中瀬みたいになんかちょっと出っ張ったところがあるんですが、あそこら辺を中心にされているのかなとは思っているんですけれども、結構砂地で、あそこら辺って場所によって、ずぼっと入ってしまうような危険な場所もあるんじゃないかなと思うんですけれども、その辺の整地とかも考えていらっしゃるのかなというのがもう一点。

あと、最近ニュースでも出てきてしまったんですけれども、ちょうど昭和橋の真下、西側ぐらいに、ジムニーとかそういった車でがったんがったん遊んでいる団体がいて、かなり荒れているというか、道路を勝手にオフロードコースにして遊んでいらっしゃる方が結構いらして、それが結構テレビのニュースでも出ていたんですけれども、ここから半年先のイベントになっていくと思うんですが、その辺の人たちとの交渉とか、そういったものも一応想定されているのかなということをお伺いします。お願いします。

○小林誠弥副委員長 観光プロモーション課長。

○出井昭悟観光プロモーション課長 まず、委託の内容でございます。

先ほどの答弁の中で取り上げさせていただきましたが、まず、本会議による答弁にあるとおり、安全対策が一番だと思っております。安全対策がその環境等をつくった上で、今回上乘せをさせていただいているのは、昨年のワークショップの成果等を土台として、幅広い参加者、関係者から意見の収集や分析をする必要があると思っております。

この分析等は、一定の専門性があると考えております。一方で、委員はボランティアによって構成されていて、その方々は仕事を持っていますので、ある程度の事業を必要に応じて外部の識者をお願いするというものが考えられてございます。その部分を今回、上乘せをさせていただいているという形で予算要求をさせていただいています。まず、1点目は以上でございます。

そして、砂州でございますけれども、場所につきましては委員がご指摘のとおり、昭和橋の上流、西側ですね。砂州の部分でございます。昨年度の安全対策といたしましては、ネット等を利用して、安全なところ確認して区切り、ライフジャケットを購入させていただいたりということで、安全対策は余念なくということで実施させていただいております。

その中で、委員がご心配いただいているオフロード車の話ですけれども、こちらにつきましても、規制というのがなかなか難しい状態でございます。事前にイベントをやる数日前から旗等を立てて、ここでイベントを実施するという機運醸成というか、環境を整えているというのが現状でございます。

この危険箇所については、引き続き国とも連携して、できることをやっていければと思っておりますので、ご理解いただければと思います。

以上でございます。

○小林誠弥副委員長 田口委員。

○田口さとる委員 最後の点のオフロード車云々の話なんですけど、ちょっとずれてしまうかもしれないんですけども、多分あの辺の管轄になると、国交省とか河川管理に関することだと思うんです。とはいえ、もちろんその方々を通さないと、こういったイベントも当然できないわけですから。この間のニュースの論調だと、違法とは言わないけれども、勝手に使って悪さして、ちょっと住民が困っているよねみたいな論調だったんですね。なので、こういったイベントがあるので、事前に国交省とか河川管理事務所あたりに働きかけてもっと早い段階から、これにかこつけてという言い方はあまりいい言い方ではないかもしれないんですけども、そういった人たちを排除というか、ちょっと遠慮してもらうような方向に持っていく可能性を、もしこれで予算が通った場合は、早めにそういったことをしていく、そんな予定みたいなのはあるかどうかだけお伺いしたいと思っております。

○小林誠弥副委員長 観光プロモーション課長。

○出井昭悟観光プロモーション課長 ご指摘ありがとうございます。私としましても、安全な実施が一番でございます。引き続き、国土交通省のほうと情報交換をしながら、何かいい手だてがないか模索してもらいたいと思っておりますし、去年と同じように、その場でイベント告知をまめにしていくというようなことも、併せて行いたいと思っております。

以上でございます。

○小林誠弥副委員長 それでは、委員長の座をお返しいたします。

○田口さとる委員長 ほかに質疑のある方いらっしゃいますでしょうか。

小林委員。

○小林誠弥副委員長 2点お伺いさせてもらいたいんですけども、まず、実行委員会が立ち上がっているかと思うんですけども、実行委員会の構成メンバー、どのような方

が構成メンバーでいらっしゃるのか教えていただきたいのと、あと、先ほどからいろいろと利根川観光活用事業、最終的にはというような形でお話しいただいておりますけれども、今後どのような期間を経て、どのような内容に最終的にしていったらいいか、どのような形、描く目標的な形というのが、もしあるようであれば教えていただければと思います。

○田口さとる委員長 観光プロモーション課長。

○出井昭悟観光プロモーション課長 まず、実行委員会の構成でございます。社会福祉事業者であるとか、市内の飲食店をやっている方。あとは、市内で商工関係団体をまとめているような方のグループ。あとは、実は利根川の魅力を育む会という任意団体がございまして、以前、や村君小学校、新郷第一小、川俣小学校、この3校でラフティングの体験をアシストしていたような団体や日本大学の理工学部の方々、そういった方々を巻き込んでおります。

なお、来年度につきましては、商工会や観光協会にも声をかけていければと思っております。

続いて、出口戦略ということではよろしかったでしょうか。こちらにつきましては、去年がプレイベントということでやらせていただいております。そして、今年について、去年のワークショップの中でいろいろ取り上げられました。その中では、あの水辺を使えるような、水辺にアクセスしやすいような設備であるとか、そういったものがないか、あるいは景観を楽しめるようなものはないか、いろいろ話が出てきています。ただ、我々羽生市だけで全てが賄えるわけではございません。また、許認可等のこともございます。河川の内部については、占用の許可も得なければなりません。

そういったこともございますので、まずは今回のワークショップ等で出たものがどのように調査結果として反映されていくのか、そういったことを見させていただいて、さらに再来年、その次、そういうことで中長期的に見て、利根川に向かい合っていければいいなというふうに思っているのが現状でございます。

以上でございます。

○田口さとる委員長 小林委員。

○小林誠弥委員 すごくぼんやりしていて全くイメージがつかないので、何とも言えないなという感じになるんですけども、実行委員会のさっきの構成メンバーを聞くと、飲食店をやっている方とか、商工団体をまとめている方というような言い方をされていましたが、ということは団体自体に声がけをしているわけではなくて、その中で何

かまとめているような人に声をかけて入ってもらったというようなイメージ、解釈でよろしいでしょうか。

○田口さとる委員長 観光プロモーション課長。

○出井昭悟観光プロモーション課長 先ほど発言をさせていただいた利根アートをやってきたときに、中心となっていたような方々がいらっしゃいまして、その方を中心にお声がけをさせていただいた経緯がございます。そのときに中心となっていた方々のご子息等にお声がけさせていただいたということです。

次年度につきましては、その方々に自分が所属するような団体であるとか、自分がフィールドとして持っているような関係者、そういった方々に声をかけていただいて、この輪を広げていければいいなというふうに思っております。ですので、委員が申された団体、団体推薦、そういったものは現在しておりません。

以上でございます。

○田口さとる委員長 ほかに質疑のある方いらっしゃいますでしょうか。

[発言する者なし]

○田口さとる委員長 それでは、質疑もないようですので、暫時休憩いたします。

午後 2時24分 休憩

午後 2時24分 開議

○田口さとる委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

以上で本日の日程は全部終了いたしました。

これをもって散会いたします。

午後 2時25分 散会